

【岐阜県版】

教 育 支 援 の 手 引

令和4年3月

岐 阜 県 教 育 委 員 会

はじめに

平成18年12月、国連総会における「障害者の権利に関する条約」の採択以降、平成24年7月には文部科学省や中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)がとりまとめられ、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人のニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な仕組みが整備されてきました。

また、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、特別支援教育に関する方向性が改めて示されました。

岐阜県においても、「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」の基本理念・基本方針のもと、「新 子どもかがやきプラン」に基づいて、特別支援教育を推進するための体制整備を目標に様々な施策に取り組んできました。一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細やかな学びを受け取ることができる「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」の構築を目指し、子供たちの願いに寄り添い、学びを広げ、社会につなぐための教育内容の充実を具現化するための施策を進めています。

文部科学省は、従来の「教育支援資料」について、障がいのある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するため、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」として改訂を行いました。本県においても、文部科学省の方向性をふまえつつ、「教育的ニーズ」を整理する際の考え方や支援の具体例を記載し、就学先の学校や学びの場の判断に際してのQ&Aを充実するなど、これまでの「(岐阜県版)教育支援の手引」を大幅に改訂いたしました。市町村教育委員会を始め、関係各位におかれましては、本手引を活用し、県内の子供たち一人一人のニーズに的確に応える指導を提供できるよう、お願い申し上げます。

目 次

1	障がいのある子供の教育支援の基本的な考え方	1
2	就学に関するモデルプロセス	4
3	障がいの種類と程度及び学びの場	10
	・就学事務手続きに関わる年間の流れ	14
4	教育的ニーズを整理するための調査事項について	15
	・教育的ニーズを整理するための調査事項の例	16
＜関係資料＞文部科学省資料		
	・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）文科省 R3.6	37
	・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）R3.1	39
（別冊1） 県立特別支援学校の就学にかかる手続き		
（別冊2） 教育支援に関するQ&A		

1 障がいのある子供の教育支援の基本的な考え方

(1) 障がいのある子供の教育に求められること

学校教育は、障がいのある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子供と障がいのない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

そして、子供一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

さらに、全ての学びの場において、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが大切です。小中学校等内において、特別支援学級と通常の学級との間の日常的な交流及び共同学習を推進することはもちろんのこと、特別支援学校と小中学校等との交流及び共同学習を積極的に推進することが必要です。

(2) 早期からの一貫した教育支援

① 早期からの教育相談・支援の重要性

障がいのある子供に対し、その障がいを早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子供を支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義があります。

乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携のもとに早急に確立することが必要であり、その資源の積極的・効果的な活用により、高い教育効果が期待できます。

教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、互いの窓口を明確にしたり意識的に情報共有を行ったりするなど、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築することが重要です。

② 一貫した教育支援の重要性

障がいのある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要です。

障がいのある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用等により、障がいのある子供一人一人について①教育的ニーズの整理、②支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討、③関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成、④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化、⑤教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待でき、その取組を強力に推進していくことは、特別支援教育の理念の実現につながるものです。

これにより、就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すことが大切です。

③ 移行期の教育支援に求められること

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体が替わる移行期の教育支援に特に留意する必要があります。移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。

特に、就学移行期（園や保育所、通所支援施設等から小学校、義務教育学校前期課程や特別支援学校小学部に引き継がれる時期、及び小学校、義務教育学校前期課程や特別支援学校小学部から中学校、義務教育学校後期課程や特別支援学校中学部に引き継がれる時期）における教育支援の在り方は重要です。理由としては、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要があることなどが挙げられます。

このため、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、きめ細かい情報提供を行うこと、さらに卒業後を含むライフステージに応じて、小中学校等や特別支援学校における教育による成長事例が、本人及び保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要です。

④ 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者

の共通理解とすることが重要です。

そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当です。

⑤ 進学や就職、就労等に向けた取組

障がいのある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。その際、実際に進学した場合に必要な教育上の合理的配慮を含む支援の内容の整理等、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた早期の準備が必要です。また、就職を希望する生徒に対しては、企業等への就職が、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進めることが必要です。さらに、卒業後に福祉サービスを利用した、いわゆる福祉的就労等に進むことも想定されることから、障害福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

社会の中で自立していくための教育という意味でキャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがあります。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援教育で行われてきている自立や社会参加に向けた主体的な取組を促す支援、職業教育や職場体験を更に充実させ、進化させていく必要があります。

(3) 今日的な障がいの捉えと対応

① 今日的な障がいの捉え方

WHOは、平成13年に、「国際生活機能分類（ICF）」を採択しました。障がいの捉え方については「障害者差別解消法」やユニバーサルデザイン2020行動計画等においても「障害の社会モデル」の考え方が大切にされていることに留意する必要があります。また、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」等においても、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるための指導を計画する際には、ICFの障害の捉え方を踏まえる」よう、ICFの詳細な解説を含め具体的に示されています。

② 合理的配慮とその基礎となる環境整備

・基礎的環境整備等について

合理的配慮の基礎となる環境整備については、基礎的環境整備と呼ぶこととされています。基礎的環境整備は、不特定多数の障がい者が主な対象となるものですが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障がいのある子供に対し、合理的配慮を提供することとなります。合理的配慮の充実を図る上で基礎的環境整備の充実は欠かせません。

基礎的環境整備については、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。また、後述の合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個

別に決定されるものであり、それぞれの基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることになる点について留意する必要があります。

・合理的配慮の定義等について

合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

・合理的配慮の決定方法・提供・観点について

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面も勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うことが重要です。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要があります。

設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点『①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備』等を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

また子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、就学先となる学校やそれぞれの学びの場における基礎的環境整備の状況等により、提供可能な合理的配慮を勘案しながら、就学先となる学校や学びの場の検討がなされることから、教育委員会・学校、本人及び保護者の双方で合理的配慮の確保や提供に関する理解を深めることが大切です。

2 就学に関するモデルプロセス

（１）就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

我が国では、「学校教育法施行令 22 条の 3」において特別支援学校における教育の対象として 5 つの障がいの程度が定められています。また、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月文科初第 756 号）において特別支援学級や通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度が示されています。ただし、いずれについても障がいの状態を示したものであり、「就学基準」としての機能はもたないこととなる一方で、障がいの程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることには留意が必要です。

これを踏まえ、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子供の障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する必要があります。その際、子供一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することが、とりわけ重要です。

（２）就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動

法令に基づいて本格的な就学手続が開始される以前の適切な時期に、本人及び保護者を対象とした事前の準備を支援する活動を、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で極めて重要です。

市町村教育委員会が行う具体的な取組例としては、「啓発資料の作成と活用」、「就学説明会の実施」、「早期からの支援を行っている機関との連携」、「早期からの就学に関する事前の教育相談」、「対象となる子供の行動等の観察」、「学校見学や体験入学の実施」、「先輩の保護者や障がい当事者等の経験に学ぶ機会の設定」などが挙げられます。

これらの機会を通して、本人及び保護者が「就学先となる学校や学びの場」や「検討プロセス」について正しく理解し、そのうえで意向を表明できるようにすることが特に重要です。

（３）法令に基づく就学先の具体的な検討とプロセス

市町村教育委員会は、域内に住所の存する子供の適切な就学についての責任を負っています。そのため、就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、以下のプロセスを経て就学先を決定します。

① 学齢簿の作成

「（２）就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動」で述べたように、学齢簿の作成前の段階における就学に関する取組が重要なことに留意する必要があります。

② 就学時健康診断の実施

障がいの状態等が明確になっていない幼児や、認定こども園・幼稚園・保育所等への通園・通所歴のない幼児については、就学時の健康診断及びその結果に基づく対応が、就学先の学校や学びの場を決定するための情報を収集する上で特に大きな意味をもつため、慎重を期して実施することが求められています。

③ 保護者からの意見聴取・意向確認のための就学相談

本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、「（２）就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動」を参照した取組を実施し、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておくことが必要です。また、就学先決定後も、柔軟に学校間の転学や学びの場の変更等ができることなどの説明を行うことも必要

です。中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、保護者の思いが子供本人の思いや子供の教育的ニーズとは異なる場合があることに留意する必要があります。

④ 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の検討

市町村教育委員会は、障がいのある子供の障がいの状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子供の課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定することになります。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な支援の内容を明確にすることも重要であり、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要です。

さらには「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成 31 年 3 月）を踏まえるなどして、「障がいのある外国人の子供の場合」、「重複障がいのある子供の場合」、「医療的ケアの必要な子供の場合」など、様々な状態に応じて教育的ニーズの整理と必要な支援の検討を実施できるように備えておくことが大切です。

⑤ 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

また、教育支援委員会等においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当です。

- (ア) 障がいのある子供の障がいの状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。

- (キ) 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

⑥ 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

また、市町村教育委員会は、本人・保護者に対して十分情報提供を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。なお、市町村教育委員会は、あらかじめ本人及び保護者に対し、行政不服審査制度も含めた就学に関する異議申し立ての制度やプロセスについても情報提供を行っておくことも大切です。

⑦ 就学通知の発出

小中学校等への就学が適当と判断された就学予定者については市町村教育委員会から、特別支援学校への就学が適当と判断された就学予定者については県教育委員会から、就学通知を発出します。(市立特別支援学校への就学が適当と判断された就学予定者については市町村教育委員会から、就学通知を発出します)。就学通知の段階で、本人及び保護者との合意形成がなされていない場合があります。この場合は、通知を行いつつも、その後の本人及び保護者との合意形成や、意見の調整の場における検討を踏まえた就学先の変更が行われることがあります。これを説明しつつ、手続きを執り行うことが重要です。

⑧ 情報の引継ぎ

市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、入学前までに、それまでの支援の内容、その時点での子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理し、就学先に引き継ぎます。

なお、個別の教育支援計画について「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 30 年 8 月）が発出され、作成にあたっては当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されています。さらに、個別の教育支援計画に係る教育と福祉の連携については「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（事務連絡）」（平成 24 年 4 月）が発出され、障害児相談支援事業所等において作成される障害児支援利用計画等との連携を図ることの重要性も示されました。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和 3 年 1 月）においては、

小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていないとの状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性も指摘されています。

（４）就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

就学時に、小学校段階６年間、中学校段階３年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけはありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階６年間、中学校段階３年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。そのためには、子供一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

（５）適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

障がいのある子供の教育的ニーズや、その保護者の願いなどに対して適切な相談・支援を行っていくためには、多分野・多職種によるライフステージを見通した総合的な評価と多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければなりません。そのため、単独の機関による取組では限界があるため、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障がいのある子供やその保護者を支援していくことが必要です。

現在、障がいのある子供やその保護者への支援に関しては、大きく「教育委員会を中心とした教育分野のネットワーク」（県における「広域特別支援連携協議会」等、市町村や地域における「特別支援連携協議会」等）と「地域自立支援協議会を中心とした保健医療福祉分野のネットワーク」（市町村協議会や都道府県協議会）があります。

教育分野と福祉分野のそれぞれに地域におけるネットワークが構築される中で、地域によっては、どちらかの分野が先行してネットワークを構築している場合や、教育と福祉のネットワークがそれぞれあるが、対象エリアが市町村と圏域などと異なっている場合などもあると考えられます。それぞれが教育と福祉、その他関係分野が連携して支援体制を構築することを目的としており、構成メンバーや協議事項も重複することが予想されるため、今後、地域の実情に応じて、組織体制を一本化したり、連携の在り方をルール化したりするなどの工夫が必要です。

（６）就学に関わる関係者に求められるもの

就学先決定までのプロセスに関わる者は、障がいのある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自

覚を強くもつことが必要です。

そこで、市町村教育委員会においては、県教育委員会等と連携して、担当者の「保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮」、「実態の的確な把握（アセスメント）のための連携」といった資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待されています。

また、小中学校等及び特別支援学校の学校関係者についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子供への教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められています。障がいのある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障がいの状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子供の教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要があります。これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子供の多くが在籍していることから、必須です。さらに、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子供への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

3 障がいの種類と程度及び学びの場

(1) 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、下表に示す障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(3) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、下表に示す障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

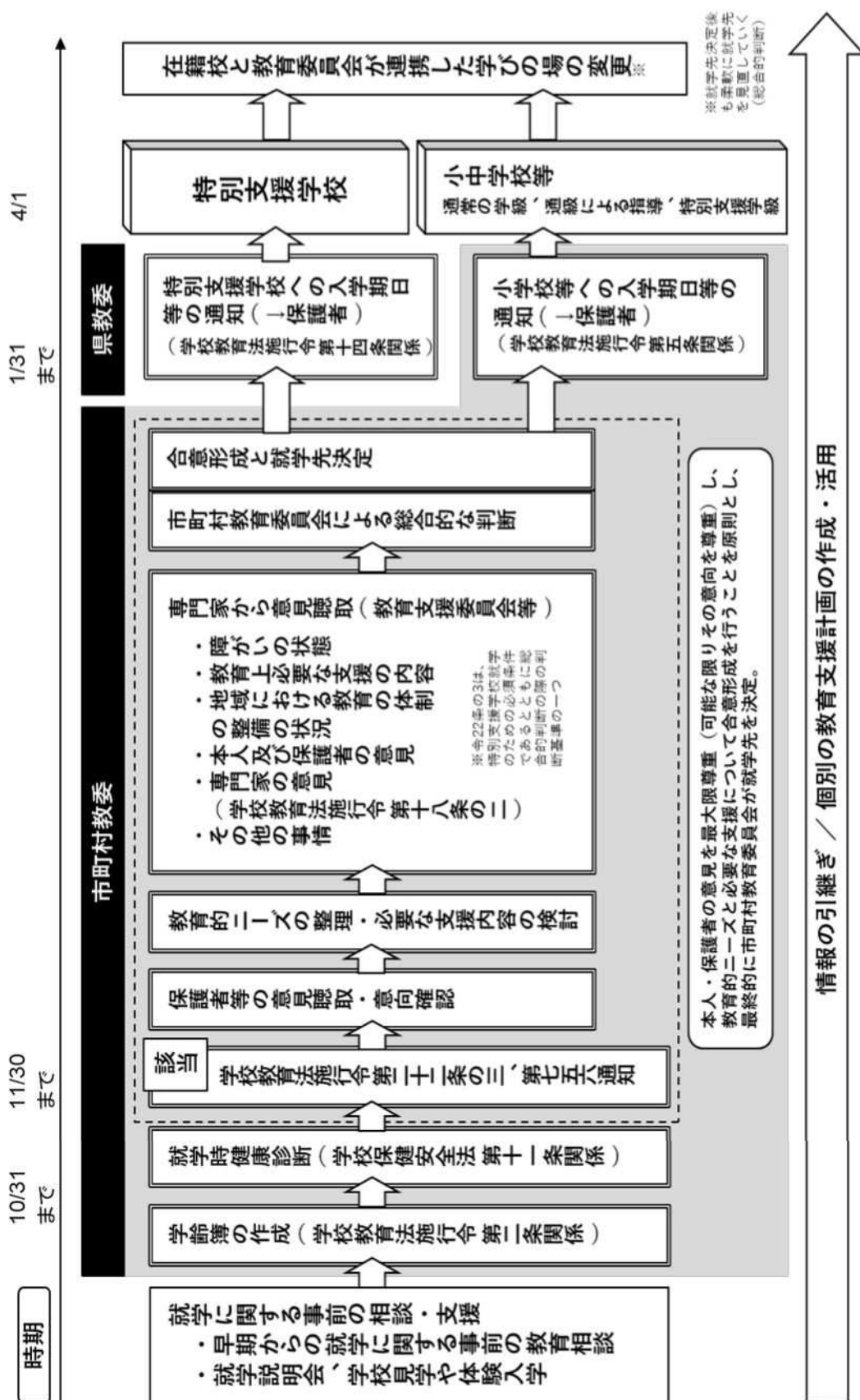
<障がいの程度>

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度もの
病弱者 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	病弱及び身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	自閉症・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
		注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



就学事務手続きに関わる年間の流れ

月	市町村教育委員会	県教育委員会	特別支援学校
4月	○教育支援について園校に周知 ○特別支援学校の学校説明会等の開催を各園校に周知	第1回新任部主事研修（教育相談について）	○学校説明会等の案内
5月	○「特別支援学級数・児童生徒数のまとめ」「通級による指導の実施校一覧」の報告 第1回教育支援地区研究協議会（早期からの一貫した教育支援体制）		○学校説明会等の実施
6月	○教育支援委員会の実施		○体験入学会等の実施 ○教育相談の実施
7月			
8月	・各校の就学予定児童生徒数及び特別支援学級等の設置状況と次年度の見込把握	・各市町村の就学予定児童生徒数及び次年度の特別支援学級等の設置見込把握	
9月	第2回教育支援地区研究協議会（新就学の事務手続き等について）		
10月	○就学時健康診断の実施 ○個別相談の実施 ○学齢簿の編成	特別な事情（新就学） ・保護者→市町村教委意思の表明 ※特別支援学校、県教委と情報共有 ○「特別な事情」を検討 ・市町村教委を通じて保護者に結果を回答	特別な事情（新就学） ・保護者→特別支援学校意思の表明 ○特別支援学校に在籍する児童生徒の進学（転学）予定先報告書
11月	○教育支援委員会の実施 ○「特別支援学級（1人継続）状況一覧」「閉級届」の提出	特別な事情（新就学） ・主たる就学先の特別支援学校及び区域外の特別支援学校に結果を連絡	特別な事情（新就学） ・主たる就学先の特別支援学校及び区域外の特別支援学校は、県教委より結果の連絡を受ける。
12月	○「特別支援学校への就学支援状況について」「不就学学齢児童生徒の実態調査」の報告 ○「特別支援学級新設・増設申請状況一覧」「通級指導教室調査票（新設・継続）」等の提出 ○特別支援学校への就学についての通知書		○「新（転）入生の意見書」の提出
1月	○保護者への通知	○「就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日並びにその指定した学校の通知書」	○保護者への通知
2月	○「各市町村教育支援委員会にかかわる調査」「就学時の健康診断における障がいのある幼児数等の調査」の報告 ○「児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者学齢簿」の原本加除訂正通知書の提出		○入学説明会
3月			

4 教育的ニーズを整理するための調査事項について

(1) 教育的ニーズを整理するための調査事項

教育上特別な配慮を必要とする子供の自立と社会参加を見据え、適切な就学先となる学校や学びの場についての判断を総合的かつ慎重に行うためには、対象となる子供一人一人の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討することが不可欠です。

そして、教育的ニーズを整理する際には、下表に示した三つの観点とそれぞれの下位項目を参考にして、情報を把握することが大切です。

観点①	障がいの状態等の把握	(視点) 医学的側面からの把握
		(視点) 心理学的・教育的側面からの把握
観点②	特別な指導内容	(視点) 就学前までに特別に必要とされる養育の内容
		(視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容
観点③	教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容	(視点)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」による観点の配慮 ※「障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月 文部科学省）」第3編Ⅰ～Ⅹ 1の(2)の「教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」に上記の「別表」と同様の内容が掲載されている。

なお、それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障がい種ごとに把握すべき事項等もあるため、それらの詳細については「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」の第3編Ⅰ～Ⅹ（各障害種別）の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」を参照してください。

次頁以降に示す障がい種ごとの「教育的ニーズを整理するための調査事項の例」は、あくまで障がいの程度、状態を正確に把握する上で有益と思われるものとして、前述の「障害のある子供の教育支援の手引」にある【参考資料】から抜粋して掲載しています。実際の調査においては、障がいの程度、地域の実情等に応じて適切な事項を選択したり、調査事項を追加したりするなど、独自の調査事項を定めることが大切です。

さらに、これらの情報の収集、管理及び活用に当たっては、個人情報保護の観点から慎重に取り扱う必要があります。他機関からの情報収集に当たっても、必ず保護者の同意を得ておくなど慎重な配慮が必要です。

1 視覚障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①視覚障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医 学 的 側 面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	5歳2ヶ月で右眼球摘出。その後、左眼に細胞腫が転移、治療継続中。
	視覚障がいの状態	網膜芽細胞腫、白内障
	現在使用中の補装具等	H30より新しい義眼を使用している。
心 理 学 的 ・ 教 育 的 側 面	発達の状態等に関すること	
	身体健康と安全	眼球に衝撃を与えないように、ボール運動等を制限している。
	保有する視覚の活用状況	ゴシック14ポイント
	基本的な生活習慣の形成	生活面での支援を必要としていない。
	運動・動作	特記事項なし
	感覚機能の発達	特記事項なし
	知能の発達	特記事項なし
	意思の相互伝達の能力	自分から意思を表出する経験が少ないため、主体的な伝達は苦手。
	情緒の安定	特記事項なし
	社会性の発達	経験が少ない。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	自分の病気を受け入れ、アイマスクを利用した点字等の学習にも積極的に取り組んでいる。
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	自立活動において、自分の見え方や補助具等の使い方を学んでいる。
	自立への意欲	園や小学校では、教師や周囲の仲間が声をかけてから行動することが多い。受け身である。
	対人関係	介助員以外に、援助を要請することが少なく、周囲の者に察して動いてもらうまで待つことが多い。
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	道具を使う活動に対して、苦手意識がある。
	諸検査等の実施	
	個別検査の種類	視機能検査 右（義眼）左（0.3）
	検査実施上の工夫等	特記事項なし
	検査結果の評価	特記事項なし
	発達検査	広D-K式視覚障害児用発達診断検査（H30.9）
	行動観察	特記事項なし
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	常に介助員と一緒に生活していたため、介助員を仲介した他者との関わりが中心。周囲からの働きかけにも介助員を介して応えることが多い。

②視覚障がいのある子供に対する特別な指導内容		
	視機能の発達を促す	保有する視覚を用いて、注視点の移行、追視などの眼球運動を行う。
	的確な概念形成と言葉の活用	具体的な事物や事象を、その言葉や意味とを結び付けて覚える。
	状況の理解と変化への対応や他者の意図や感情の理解	周囲の状況が理解しづらい場面で、身近な人に状況を確認する。
	保有する視機能の活用と向上を図ること	学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだりする。
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	触覚や聴覚を使い、対象物の全体像をとらえ概念を形成する。
	感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	弱視レンズを利用して小さい文字を読む。
	状況に応じたコミュニケーションに関すること	部屋の広さや相手との距離、状況に合わせ、声量を調節する。
	身体の移動能力に関すること	身近な人に依頼しながら、安全に目的地に行く。
③視覚障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	自立活動において、補助具の使用法や歩行時等の配慮事項を確認。
	b 学習内容の変更・調整	理科の観察や算数の図形領域の学習において触感覚の併用、体育等の屋外活動時の安全確保。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	拡大文字（ゴシック 14pt）での資料提供。視覚補助具の活用による情報保障。
	b 学習機会や体験の確保	実物や模型に触る等、体験的な学習を通して概念形成を図る。
	c 心理面・健康面の配慮	特記事項なし
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	担任とともに、養護教諭が義眼や目薬の管理を見届け。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	盲学校見え方の相談支援センターによる弱視の理解啓発授業を実施。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	緊急放送時の対応を全職員に周知が必要。
施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	特記事項なし
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	教室や廊下等の必要以上の設置物を排除。
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	音声案内装置

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	特別支援学校（視覚障がい）の状況	市内に特別支援学校（視覚障がい）有
	小・中学校の状況	自校に弱視特別支援学級の設置なし
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者とも盲学校を希望
	希望する通学方法	保護者による送迎

3 その他		
	併せ有する他の障がいの有無と障がい種	特記事項なし

1 聴覚障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①聴覚障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	新生児スクリーニングにて指摘 みやこ園通所（1/w）
	聴覚障がいの状態	右 70 dB (HA 40 dB) 左 80 dB (HA 40 dB)
	現在使用中の補装具等	デジタル補聴器、デジタルワイヤレス補聴システム使用
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体 の健康と安全	特記事項なし
	保有する聴覚の活用状況	園や学校では、音声を聞き取り理解している。騒がしい場所や集中しているときには聞き取れないことがある。
	基本的な生活習慣の形成	特記事項なし
	運動能力	特記事項なし
	意思の相互伝達の能力	自分の思いを言葉で表現できる。1対1であれば分からないときに聞き返すこともできる。
	感覚機能の発達	特記事項なし
	知能の発達	特記事項なし
	情緒の安定	安定しているが、聞こえないときにやり過ごしてしまうことがある。
	社会性の発達	仲間と仲良く遊ぶことができる。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	聞こえないことがあることは理解しているが、どのような場面で困り、周囲に何を求めればよいかはあまり考えていない。
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	話し手にマイクの使用をお願いすることはできるが、その他については受け身で周りからの情報提供を待つことが多い。
	自立への意欲	できることは自分でやる。仲間と関わりながら学びたいという意欲はある。
	対人関係	関わりの深い相手であれば、自分の思いを積極的に伝えてやりとりを楽しんでいる。
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	学習内容は概ね理解できているが、挙手発言は少ない。
	諸検査等の実施	
	個別式検査の種類	特記事項なし
	発達検査	WISC-IV（R3.12）
	検査実施上の工夫等	デジタルワイヤレス補聴システム使用、マスク着用せず実施
	検査結果の評価	知的な遅れはない。下位検査ごとの数値も大きな差異はない。
	行動観察	毎日繰り返されることは率先して動けるが、初めての指示に対しては、仲間の行動を見ながら動いている。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報、成長過程	集団にいと行動できているようにみえるが、音声による指示が聞き取れていないことがある。放送が聞こえず、活動の切り替えができないことがあった。自分から聞きに来ることはあまりない。

②聴覚障がいのある子供に対する特別な指導内容		
就学前		
聴覚の活用に関すること		補聴器に慣れる。音声と具体物を合わせて事物を理解する。
言葉の習得と概念の形成に関すること		語彙の拡充と長いセンテンスの文を理解する。
言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣		手話も用いながら、自分の気持ちを具体的に表現する。
義務教育段階		
自分の障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること		聞こえにくい場や状況を理解する。
障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること		聞こえなかったときの具体的な対処法を複数身に付ける。
他者の意図や感情を理解することや集団への参加に関すること		日常的なかかわりの中で、周囲へ聞こえにくさについての理解を求める。
保有する聴覚の活用やその補助手段及び代行手段の活用に関すること		筆記の依頼、口元を見せてもらうなどの合理的配慮を事前に依頼する。
意思の疎通を図るための言語の受容と表出に関すること		曖昧に覚えている言葉を、音韻や文字の構造から正しく理解する。
生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること		形状や用途など事物の特徴について文字で確認しながら、言語概念を形成する。助詞を適切に使う。
コミュニケーション手段の選択と活用に関すること		場合に応じて書いて伝えるようにする。
③聴覚障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	デジタルワイヤレス補聴システムの使用、座席の位置、教師の立ち位置や話す向き。
	b 学習内容の変更・調整	特記事項なし
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	視覚的な資料の多用
	b 学習機会や体験の確保	特記事項なし
	c 心理面・健康面の配慮	聞こえたかどうかの確認
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	特記事項なし
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	補聴器の管理
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	緊急放送時の対応
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	特記事項なし
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	特記事項なし
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	パトライトの設置
2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	特別支援学校（聴覚障がい）の状況	市内に特別支援学校（聴覚障がい）有
	小・中学校の状況	市内に難聴特別支援学級の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者とも居住地の学校を希望
	希望する通学方法	通学班での集団登下校を希望
3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		特記事項なし

1 知的障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①知的障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	出産直前にくも膜下に血の塊ができ、水頭症になりかける。3歳児健診で療育開始。
	知的機能の発達の明らかな遅れ	簡単な文章を拾い読みする、複雑なひらがなを手本を見て正しく書くことが難しいなど、同学年の児童と比べて遅れがある。
	適応行動の困難さ	特記事項なし
	知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難さを伴う状態	特記事項なし
	知的機能の障がいの発現時期	乳幼児期
	併存症と合併症	特記事項なし
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身辺自立	特記事項なし
	社会生活能力	保護者と一緒に公共バスに乗ることができる。
	社会性	特記事項なし
	学習技能	ひらがなが読める。簡単なひらがなが書ける。簡単な足し算ができる。
	運動機能	特記事項なし
	意思の伝達能力と手段	言葉で自分の思いを伝えることができる。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得の状況	読み書きの習得に時間がかかり、意欲が低下している。
	自立への意欲	自分のことは自分でやろうとする。
	対人関係	大人とのかかわりは積極的だが、同学年には消極的である。
	身体の動き	はさみを使って線に沿って切ることが難しい。
	自己の理解	手先の不器用さに自覚があり、やりたがらない活動がある。
	諸検査等の実施	
	行動観察	特記事項なし
	検査の結果	WISC-IV (R2.6)
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報	集団の中にいることはできるが、関わって遊ぶことはあまりない。
	成長過程	特記事項なし

②知的障がいのある子供に対する特別な指導内容		
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	遊びや活動の中で、自分の考えや要求を伝え、関わることの良さを味わう。
	自己の理解と行動の調整に関すること	实际的、体験的な活動で成功体験を積み、成就感を味わう。
	感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	特記事項なし
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	興味や関心のある内容の写真や本を見て、内容を理解する。
	姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	特記事項なし
	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	細かい作業で目と手を協応させて動かす。
	コミュニケーションの基礎的能力に関すること	自分の気持ちをあらかじめ決めたゼスチャーで表現する。
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	手順表等の視覚資料を用いて、自分の思いを伝える。
③知的障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	特記事項なし
	b 学習内容の変更・調整	本児のペースに合わせた進度や内容が必要。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	マスの大きなノートの利用、黒板の文字を大きくする具体物を利用した学習
	b 学習機会や体験の確保	見通しがもてるような支援など（手順表・パターン化した流れ）
	c 心理面・健康面の配慮	特記事項なし
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	知的障がい特別支援学級担任による指導
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	特記事項なし
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	特記事項なし
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	視覚情報取得への支援（情報量の調整）
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	特記事項なし
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	特記事項なし

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	本校に知的障がい特別支援学級の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者とも知的障がい特別支援学級への入級を希望
	希望する通学方法	通学班での集団登下校を希望（保護者の見守り有）

3 その他		
	併せ有する他の障がいの有無と障がい種	特記事項なし

1 肢体不自由のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①肢体不自由の状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医 学 的 側 面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	乳児期には医療センターで、幼児期からは療育施設で理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の療育を受ける。
	乳幼児期の姿勢や運動・動作の発達等	首が座る、這い這いする、手で握る、立つ、歩く等の運動発達が遅れていた。
	医療的ケアの実施状況	特記事項なし
	口腔機能の発達や食形態等の状況	口唇、舌、咽頭の動きが不適切で、正確な語音が形成されにくい。
	現在使用中の補装具等	補装靴を使用している。
	医療機関等からの情報の把握	脳性麻痺の診断有（右半身に軽度の麻痺） てんかん発作もあるため、転倒に配慮が必要。
心 理 学 的 ・ 教 育 的 側 面	発達の状態等に関する事	
	身体 の健康と安全	転倒する可能性があり、大人数の中では歩行への配慮が必要である。
	姿勢	左側に重心をかけている。疲れやすいため、歩く時や座っている時に、徐々に姿勢が崩れる。
	基本的な生活習慣の形成	着替えは一部他者の手伝いを必要とする。 排泄は洋式トイレを必要とする。
	運動・動作	左足を軸に歩く。独歩はできるが、ふらつきがある。転倒時に手をつくことはできる。
	意思の伝達能力と手段	伝える意欲が高く、身振り手振りや表情を交えて伝えようとしているが、話している言葉自体は、やや聞き取りにくい。
	感覚機能の発達	バランス保持が難しい。また、図と地の弁別に苦手さがある。
	知能の発達	話す言葉や物の名前がすぐに出てこないことがある。麻痺のため話す、書くことに時間がかかる。
	情緒の安定	できないことがあると一時的に落ち込むことがあるが、励まされるとやる気を出す。
	社会性の発達	幼稚園の頃から一緒に過ごしていた慣れた仲間から声をかけられると、活動に参加する。
	障がい が重度で重複している子供	特記事項なし
	本人の障がいの状態等に関する事	
	障がいの理解	周りの仲間よりも動作がゆっくりであるという理解をしている。
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	書字等、左手でできることを増やそうとしている。
	自立への意欲	できるようになりたいという思いがとても強い。
	対人関係	幼稚園で一緒に過ごした仲間や、教師、支援員には、安心して関わっている。
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	絵画制作や左手での書字、運動等、苦手ではあるが、精一杯取り組み、向上心が強い。
	諸検査等の実施	
	行動観察	聞かれたことに対して理解を示し、粘り強く回答しようとしていた。回答するまでにやや時間がかかった。
	検査の結果	記憶することが苦手である。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報 成長過程	仲間との関係が良好であることから、関わる場面を多く持てると、本人のやる気につながる。

②肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容		
姿勢に関すること		片足立ち等右足に体重をかける動きを意識的に行う。
保有する感覚の活用に関すること		自分の右側の手足の動きや体位の特徴について視覚的に理解し、目視しながら動きを調整する。
基礎的な概念の形成に関すること		実物に触れたり、感じたりしたことを言語化する。
表出・表現する力に関すること		時間がかかっても最後まで正確に話したり、書いたりする。場合により内容を省略することを依頼する。
健康及び医療的ニーズへの対応に関すること		体調不良や体の違和感を感じたときに、速やかに報告する。
障がいの理解に関すること		安定した歩行や円滑な会話など、前よりもできるようになったことを理解する。
③肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	安定した姿勢や体幹支持の向上のため、机や椅子の高さ調整、必要に応じた補助具を利用する。
	b 学習内容の変更・調整	書く時間の延長、ICT機器や口頭回答への代替、動きのある活動の内容変更などといった調整を行う。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	マス目の大きいノート、プリントを利用する。
	b 学習機会や体験の確保	体験しながら身に付ける経験が少ないため、実物や具体物を通して学ぶ機会を増やす。
	c 心理面・健康面の配慮	時間がかかってもやりきれたことを認め合うことで、安心して取り組める学級の雰囲気等を常に大切にする。
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士と連携を図り、環境整備に係る助言をいただく。特別支援学校から、学習時に必要な教材を借用する。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	参加可能な教科等においては、通常の学級との交流及び共同学習を行い、理解を求める。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	担任と支援員の2人が常時教室にいるが、いない場合は、職員室から1名補助に行く。
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	スロープやエレベーターが設置されており、廊下も幅が広いので、安全な移動ができる。
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	教室を南舎1階の昇降口に近い場所に設置する。
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	教室と運動場の距離が近く、ベランダからも昇降口からも避難できるようになっている。また、車椅子も教室に常備している。

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校に肢体不自由特別支援学級の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者とも肢体不自由特別支援学級への入級を希望
	希望する通学方法	保護者による送迎を希望

3 その他	
併せ有する他の障がいの有無と障がい種	特記事項なし

1 病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①病弱・身体虚弱の状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	乳児期早期から筋力の低下や筋肉の緊張の低下、関節拘縮が認められる。入退院を繰り返し、リハビリを継続。
	病気等の状態	筋ジストロフィー（福山型）の診断有
	心身の状態や発達	体重の増加不良が認められる。
	医療的ケアの実施状況	喀痰吸引、経管栄養（胃ろう）、人工呼吸器（口鼻マスク式：自発呼吸あり）
	現在使用中の機器や補装具等	車椅子を使用している。
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体の健康と安全	咳をする力が弱く、嚥下機能も低下していることから、風邪を引きやすくこじらせやすい。
	姿勢	手足に力が入りにくく、だらりとした状態になりやすいが、動かないわけではない。
	基本的な生活習慣の形成	飲み込む力が弱いので、食事は経管栄養（胃ろう）としている。排泄は全介助である。
	運動・動作	座りながらの移動をすることは若干できる。座位までの運動発達のため、立位での移動は難しい。
	意思の伝達能力と手段	日常生活の衣食住に関するものの理解はある程度できる。要求する際、単語で伝えたり、手差しや指差し、目の動きで伝えたりする。
	感覚機能の発達	5歳後半から、関節拘縮が始まっており、姿勢をコントロールすることが難しくなりつつある。
	知能の発達	知的に遅れが認められる。
	情緒の安定	行動や生活経験が制約され、常に介助が必要となるため、やる気になれないことがある。
	社会性の発達	恥ずかしがり屋ではあるが、関わりのある慣れた大人に対しては、コミュニケーションを図ろうとする。
	障がいが重度で重複している子供	知的障がい、嚥下障がい、呼吸障がい、痙攣（発熱に伴う）
	本人の障がいの状態等に関すること	
	病気等の理解	思うように動けるわけではないという理解をしている。
	病気等による学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	様々なコミュニケーション手段を学ぼうとしている。リハビリにも無理をしない程度に取り組んでいる。
	自立への意欲	依頼心がやや強く、主体的に動くことが少ない。
	対人関係	家族や、医療関係者、教員等 普段から一対一で関わる大人に対しては安心している。
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	特記事項なし
	諸検査等の実施	
	個別式検査の活用	特記事項なし
	発達検査等について	特記事項なし
	検査結果の評価	特記事項なし
	検査実施上の工夫等	特記事項なし
	行動観察について	特記事項なし
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報 成長過程	幼少期から入退院を繰り返し、同年代の児童と過ごした時間は短いため、集団になじむまでにやや時間がかかる。

②病弱・身体虚弱の子供に対する特別な指導内容		
病気等の状態の理解と生活管理に関すること		心身の状態に応じて参加できる活動を判断する。積極的に食事をとる。
情緒の安定に関すること		出来ないことへの不安な気持ちを表現する。楽しい活動に積極的に取り組む。
病気等による学習上又は生活上の困難を改善する意欲に関すること		リハビリに継続的に取り組み、できた実感を味わう。
移動能力や移動手段に関すること		負担のない範囲で自分で車椅子を動かしたり、他者に依頼して車椅子を動かしてもらったりする。
コミュニケーション手段の選択と活用に関すること		意思を伝えるため、トーキングエイドやタブレット端末などを用いる。
表出・表現する力の育成		表情、身振り、ＩＣＴ機器等を活用して自分から意思を伝える。
③病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	関節の拘縮や変形の予防のため、車いすを多用し、肺や胸の動く範囲を保つ活動等を取り入れる。適度抵抗のある内容にリハビリの難易度を調整する。
	b 学習内容の変更・調整	知的障がい特別支援学校における教育課程の編成を基本とし、病弱の程度に応じた自立活動を取り入れる。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	タブレット端末を用いて、動画視聴やコミュニケーション機会を取り入れ、他とのかかわりを増やす。
	b 学習機会や体験の確保	可能な直接体験や、ＩＣＴ機器や教具等の操作により実感を伴う学習活動を積極的に取り入れる。
	c 心理面・健康面の配慮	自分でできることは自分で行い、難しいことは依頼する等、自身で達成した成功体験をもとに活動への意欲を高める。
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	教室に看護師が常駐し、授業中でも吸引等のケアを行うなど、その場で迅速に対応する。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	体調が急変した場合の緊急対応について、教職員や看護師への理解啓発を図る。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	速やかに医療機関へ搬送できるよう、事前連絡をする。
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	室温を一定に保ち、体温調節のしにくさへの配慮。また、車椅子での移動がしやすいよう、ＥＶやスロープの設置、段差の撤去等が必要。
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	特別支援学校の場合、医療センターから近く、緊急搬送が必要な時には迅速な対応が可能である。また、入院が必要な時には、訪問教育も可能である。
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	車椅子による避難が可能な複数の避難経路及び所要時間の事前確認。ＥＶ停止時の上下移動の方法確認。
2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校や市内に病弱・身体虚弱特別支援学級の設置なし 看護師の配置等は対応可能（要相談）
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者は特別支援学校（病弱）への入学を希望
	希望する通学方法	保護者による送迎を希望
3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		上記のとおり

1 言語障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①言語障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医 学 的 側 面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	乳幼児健診で言葉の遅れを指摘され、年中時より発達支援センターに通所。
	言語障がいの状態	発音に誤りがある。
	音声や構音の状態	カ行音、サ行音、ラ行音に置換や歪みがみられる。
	音の聴覚的な記憶力	「エレベーター」を「エベレーター」など、文字数の多い語を正しく復唱することが難しい。
	発語器官の運動	舌に力が入り、スムーズに動かない。
	発話の内容	特記事項なし
	話し言葉の流暢性の状態	特記事項なし
心 理 学 的 ・ 教 育 的 側 面	発達の状態等に関すること	
	身体健康と安全	特記事項なし
	聴覚的な記憶力の状態	単音では、聞いた音と自分の発した音との違いに気付く。
	基本的な生活習慣の形成	食事に時間がかかることがある。
	運動能力	指先の使い方が不器用である。
	意思の相互伝達能力	自分から話すことは少ない。
	感覚機能の発達	特記事項なし
	知能の発達	知的な遅れは認められない。
	情緒の安定	集中できる時間が短い。
	社会性の発達	仲間から誘われると一緒に遊ぶ。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	仲間から発音の誤りを指摘され、泣いたことがあった。
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	正しい発音ができるようになりたいという気持ちをもっている。
	自立への意欲	仲間の後ろをついていくことが多い。
	対人関係	園では特定の子と遊ぶことが多かった。
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	集中できる時間が短い。
	諸検査等の実施	
	個別式検査の種類	新版構音検査（R3.5）
	発達検査	特記事項なし
	検査実施上の工夫等	絵カードを使用して単語検査を実施した。
	検査結果の評価	カ行音、サ行音、ラ行音に置換や歪みがみられた。
	行動観察	自信がないときには極端に声量が小さくなった。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報、成長過程	自分から仲間に話しかけることは少ない。

②言語障がいのある子供に対する特別な指導内容		
構音障がいの指導		
発語器官の運動機能の向上に関する事	遊びを通して構音器官の運動機能を高める。	
音の聴覚的な認知力の向上に関する事	単語や文中から目的の音を聞き、正誤を判断する。	
構音の誘導に関する事	構音器官の位置や動きを意識しながら、正しい構音の仕方を習得する。	
障がいの状態の理解と生活管理に関する事	特記事項なし	
話し言葉の流暢（りゅうちょう）性に関わる障がいの指導		
自由な雰囲気です「楽に話す」ことを奨励する環境作りに関する事	特記事項なし	
「楽に話す」体験をさせる方法に関する事	特記事項なし	
難発から抜け出す方法に関する事	特記事項なし	
苦手な場面や語音に対する緊張の解消に関する事	特記事項なし	
日常生活におけるコミュニケーションの態度に関する事	特記事項なし	
本人の自己実現に関する事	特記事項なし	
言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障がいの指導		
コミュニケーションの態度や意欲に関する事	会話を通して伝え合う楽しさを実感できるようにする。	
言語活動の促進に関する事	様々な人と関わるができる機会を設定する。	
実際の生活場面等における言語の使用に関する事	普段の生活の中でよく使う言葉を使って構音練習を行う。	
話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上に関する事	発音の誤りが書字に影響しないよう、発音と文字を同時に指導する。	
③言語障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	教科書の苦手な音に印を付けるなど、意識して発音できるようにする。
	b 学習内容の変更・調整	ゆっくりと音読できるように分量の調整を行う。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	どうしても伝わらない場合は、書いて伝える。
	b 学習機会や体験の確保	特記事項なし
	c 心理面・健康面の配慮	特記事項なし
イ支援体制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	発達支援センターと連携を図る。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	通級指導教室について、児童や保護者に紹介する。職員向け研修で、情報共有を図る。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	特記事項なし
ウ施設・設備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	特記事項なし
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	周囲からの刺激を受けにくい座席にするように配慮する。
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	特記事項なし
2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校に言語障がい通級指導教室の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者とも言語障がい通級指導教室の利用を希望
	希望する通学方法	通学班での集団登下校を希望
3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種	特記事項なし	

1 自閉症のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①自閉症の状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	2歳児健診にて言葉の遅れから療育を勧められ、就学前まで療育を実施した。
	幼児期の発達状況	1人遊びを好む。急な変更に対応できず、泣きながら物に当たることがある。
	併存している障がいの有無	注意欠陥多動症
	服薬治療の有無	特記事項なし
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	睡眠時間が安定しない。
	基本的な生活習慣の形成	ルーティーンとなっていることはできる。変更を求められると途端にできなくなる。
	活動に対する状況	興味や関心のあることであれば取り組む。
	意思の伝達能力と手段	一方的に話し続けたり、話の内容が飛躍したりすることがある。
	知能の発達	数量や言葉等の理解が偏っている。
	情緒の安定	興奮からパニックに陥ることがある。自信がなく、自己肯定感が低い。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	感覚や認知の特性	感覚過敏から、肌触りのよい衣服を好んで着る。聞きもらしや指示を取り間違えることが多い。
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	困ったときに黙り込んでしまう。
	社会性及び集団への参加の状況	1人であることを好む。状況や自分の気持ちを表現することが苦手である。
	学習の状況	自分の興味のある分野の知識は豊富である。
	自己理解の状況	自分のできないことに関して悩みをもっている。
	諸検査等の実施	
	行動観察	興味による偏りがある。
	検査の結果	言語による理解や表現が難しい。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報	仲間を真似て行動するようになった。
	成長過程	担任や支援員、特定の仲間とは、言葉による意思疎通ができるようになってきている。

②自閉症のある子供に対する特別な指導内容		
	他者との関わり方の基礎に関すること	写真や絵カードを使って、気持ちを伝える。
	情緒の安定に関すること	クールダウンの場所を決め、方法を身に付ける。
	状況の理解と変化への対応に関すること	状況に合わせて行動する。急な変更時も、状況を把握し、自己選択する。
	障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること	不安定になった時に、自分からクールダウンを申し出る。
	感覚調整の補助及び代行手段の活用に関すること	特定の肌触りの衣服の着用を可能な限り認める。
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	視覚的なヒントを得ながら全体を把握する。
	他者の意図や感情の理解に関すること	相手の表情や声のトーンから感情を読み取る。
	生活習慣の形成に関すること	鏡を見て身だしなみを整える習慣をつける。
③自閉症のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	変更は事前に伝える。自分の行動について選択肢を設け、自己選択できるようにする。
	b 学習内容の変更・調整	特記事項なし
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	場面や状況を踏まえた理解ができるように、視覚支援や動作等を通して理解を補う。
	b 学習機会や体験の確保	実際の体験の機会を多く設定する。
	c 心理面・健康面の配慮	成功体験を重ね、本人や保護者と共有する。
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	各種相談機能を活用し、専門家からの助言を受ける。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	方法や手順に本人独自のこだわりがあり、受けとめながら伝える必要があることについて、教職員で共通理解を図る。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	クールダウンの場所や方法を決めて全職員の誰もが対応できるように共通理解を図る。
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	シンボルマーク等を活用し、教具の位置を示す。
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	極度に混乱しパニックに陥ったときに、外部からの刺激を制限できるような簡易個室を用意する。

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校に自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者とも自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級を希望
	希望する通学方法	通学班での集団登下校を希望

3 その他	
併せ有する他の障がいの有無と障がい種	上記のとおり

1 情緒障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①情緒障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	3歳児健診で、医療機関への受診を勧められた。
	幼児期の発達状況	就学時健診では、慣れない大きな集団の中で落ち着かず、個別に実施した。
	行動問題の状態	【内在化行動問題】 ・場面によって過度の不安や恐怖、身体愁訴有 【外在化行動問題】 ・離席や教室からの抜け出し有 ・場面によっては集団からの逸脱行動有
	併存している障がい等の有無	特記事項なし
	身体症状の有無	ストレスによる腹痛などの身体的な不調有
	服薬治療の有無	小2より服薬中
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	不安感が強くなると、生活リズムが崩れる。
	身の回りの自立の状態	身の回りの処理に関しては、手順や方法を身に付けているものの、不安感が強くなるとできなくなる。
	集団参加の状況	慣れた集団で落ち着いた状態であれば、特定の児童の活動を模倣することを通して参加できる。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	学習の態度や習慣は身に付いているが、学習内容によっては、主体的に取り組めない。理解力はあるが、不安感が強くなると集中しづらい。
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	人と関わる際の緊張や不安を軽減するための支援や方法は理解しつつあるが、自ら活用することはできない。困ったときには、特定の教師にのみ支援を求めることができる。
	学習の状況	落ち着いた環境であれば、年齢相応の態度や姿勢で学習活動に参加できる。
	意思の伝達の状況	特定の教師に対しては、自分の意思を言葉で伝えようとする。
	自己理解の状況	自分の特性には気付いているものの、それらを正しく認識し、改善・克服しようとする意欲はない。
	諸検査等の実施	
	行動観察	回答できなさそうだと感じると不安が増し、爪かみが始まる。
	検査の結果	WISC-IV（R3.6）知的な遅れは認められない。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報	集団での遊びは好まず、特定の仲間と集団から離れたところで遊んでいた。興味や関心のあることには、夢中になって取り組んだ。
	成長過程	年中時まで常に教師のそばを離れずにいたが、年長時になってからは、特定の仲間となら関わりがもてるようになった。

②情緒障がいのある子供に対する特別な指導内容		
情緒の安定に関すること		発表場面では、一番安心して話せる方法（タブレット端末に書いてから発表する等）を決め、伝える。
状況の理解と変化への対応に関すること		場所や場面の变化がある際に、教師の支援を受けながら受け入れる。
状況に応じたコミュニケーションに関すること		日記や作文などの伝えやすい方法で気持ちや意思を表現する。
言語の表出に関すること		身近な人に対してあいさつや定型の文を大きな声で話す。
③情緒障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	自分の意思を表現するために必要な技術や態度が身に付くような指導内容を設定する。
	b 学習内容の変更・調整	不安定になると学習の積み上げが難しいため、理解の状況に応じ基礎的・基本的な内容の習得から開始する。また、一律な評価方法による不利益が生じないようにする。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	意図したことを言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるよう配慮する。
	b 学習機会や体験の確保	欠席が多いことにより生じる学習機会の不足に配慮する。
	c 心理面・健康面の配慮	不安定な状態が続くことによる、登校時間の減少や自尊心の低下に配慮する。主体的にコミュニケーションを取れるキーパーソンを核とし、支援体制を整える。
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	医療機関からの助言を受けながら、障がいの特性について理解を深められるようにする。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の児童や教職員、保護者への理解啓発に努める。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定し、少人数で対応できるような支援体制を整備する。
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	安心して自主的な移動ができるように、特別教室への動線などを分かりやすくする。
	(イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。
	(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	パニックに陥ったときを想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校に自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置有
本人・保護者の希望	希望する教育の場	本人・保護者とも自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級を希望
	希望する通学方法	保護者による送迎を希望

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		特記事項なし

1 学習障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①学習障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医 学 的 側 面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	特記事項なし
	幼児期の発達状況	就学時健診で、課題について複数回説明を要した。
	併存している障がい等の有無	特記事項なし
心 理 学 的 ・ 教 育 的 側 面	発達の状態等に関すること	
	言語面	言葉の分解や抽出に失敗することがある。
	運動面	特記事項なし
	感覚や認知	聴覚的記憶が苦手 聞いたことを反復できない。
	姿勢	特記事項なし
	集中力	持続が難しい。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	教科学習上の困難さ	指示の聞き間違いや、聴写の失敗がある。
	身体の動き	特記事項なし
	感覚や認知の特性	視覚・聴覚検査では異常はない。
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	意欲はあるが、聞きもらしや忘れものが多い。
	自己理解の状況	失敗を自覚し、改善したいと願っている。
	諸検査等の実施	
	行動観察	認知面や対人関係でつまづくことが多い。 言葉での理解、聴覚的な処理が苦手。
	検査の結果	WISC-IV（R3.8）知的な遅れは認められない。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報、成長過程	就学時の送り事項なし
②学習障がいのある子供に対する特別な指導内容		
	感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	メモをすると理解しやすいことを実感する。
	代替手段等の使用に関すること	ボイスレコーダーやタブレット端末を活用し、予定等の必要事項を記録する。
	言語の形成と活用に関すること	特記事項なし
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	最後まで聞き取り理解することで仲間とコミュニケーションを図る楽しさと充実感を味わう。
	感覚の総合的な活用に関すること	特記事項なし
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	音声と言語を正確に結び、概念を定着する。
	集団への参加の基礎に関すること	聞きもらしたときに自分から尋ねる。
	障がいの特性の理解に関すること	聞きもらしに注意をし、そのままにせず聞きなおすことの大切さに気付く。
	情緒の安定に関すること	工夫してできた経験を重ね、自信をもつ。

③学習障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	学習活動によって、ボイスレコーダーやタブレット端末で記録する。席の位置を配慮する。
	b 学習内容の変更・調整	特記事項なし
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	必要に応じて要点を反復して伝える。
	b 学習機会や体験の確保	特記事項なし
	c 心理面・健康面の配慮	聞くことに集中できる場を設定する。
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	各種相談機能を活用し、専門家からの助言を受ける。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	配慮に関わって、職員向け研修を実施し共通理解を図る。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	特記事項なし
設 施 備 設	(ア) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	指示を出すときには、実物や具体物を取り入れる。

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校にLD・ADHD等通級指導教室の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者ともLD・ADHD等通級指導教室の利用を希望
	希望する通学方法	通学班での集団登下校を希望

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		特記事項なし

1 注意欠陥多動性障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①注意欠陥多動性障がいの状態等の把握		
視点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	特記事項なし
	幼児期の発達状況	健診時に療育を勧められたが通わなかった。
	不注意、衝動性、多動性の状態	注意の集中が短い。身体を常に動かしている。
	併存している障がい等の有無	特記事項なし
	服薬治療の有無	小1より服薬有
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	準備等に時間を要し、遅れがちである。
	基本的な生活習慣の形成	片付けが苦手で、持ち物がそろわない。
	遊びの状況	自分一人でルールを変えてしまうことがある。
	社会性	順番が守れないことがある。
	本人の障がいの状態等に関すること	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	忘れものが多い。指示の聞きもらしが多い。
	感覚や認知の特性	漢字や数字の書き写しに間違いが多い。
	社会性	順番を守れないことがある。
	身体の動き	座位や立位が崩れ、活動が持続できなくなる。
	学習の状況	概ね学習は理解している。
	自己理解の状況	自分ばかり叱られていると怒ることがある。
	諸検査等の実施	
	行動観察	質問を最後まで聞かず、出し抜けに答える。
	留意点を踏まえた結果	視覚優位。知的な遅れは認められない。
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報	他者のおもちゃを奪う、たたくことが多い。
	成長過程	個別であれば、話を聞けるようになってきた。

②注意欠陥多動性障がいのある子供に対する特別な指導内容		
	注意集中の持続に関すること	注目すべき場所を分かりやすくし、意識的に着目して取り組む。
	行動の調整に関すること	自分で実現可能な目標を決め、適切な行動を選択する。
	生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	日課の中に片付け時間を決め、片付け後の写真を見ながら整理整頓する。
	姿勢保持の基本的技能に関すること	座面の滑止めマットを利用し、姿勢が崩れないように座る。
	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	特記事項なし
	集団への参加の基礎に関すること	小集団のゲーム等で簡単なルールを理解し、守る。
	行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	自分でタイマーを設定し、時間を確認しながら活動する。
	言語の受容と表出に関すること	気持ちを表現するのに適した言葉を知る。
	障がいの特性の理解に関すること	一度周囲を見てから話したり動いたりして、相手の思いを知ることの大切さに気付く。
	情緒の安定に関すること	イライラしたときの対処法を考える。
③注意欠陥多動性障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	特定のものに注意を向けることができるよう、黒板まわりの整理をするなどの配慮をして指導する。
	b 学習内容の変更・調整	内容を分割して適切な量にするなどして調整する。
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	指示を短く行い、視覚的資料に残す。
	b 学習機会や体験の確保	危険防止策を講じ、体を動かす機会を取り入れる。
	c 心理面・健康面の配慮	良い面を認め合える学級の雰囲気づくりをする。
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	医療機関と連携し、指導の充実を図る。
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	不適切だとみられる行動にも理由があるなど、周囲の児童や教職員に対し、理解を求める。
	(ウ) 災害時等の支援体制の整備	端的な避難指示について、教職員で共有する。
設 施 備 設	(ア) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	クールダウンできる場所を確保する。危険個所には、立ち入り禁止や危険であることの表示をする。
	(イ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	避難場所において落ち着きを取り戻せる場所を確保する。単独行動を避ける。

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	自校にLD・ADHD等通級指導教室の設置なし 中学校区にLD・ADHD等通級指導教室の設置有
本人・保護者の希望	希望する学びの場	本人・保護者ともLD・ADHD等通級指導教室の利用を希望
	希望する通学方法	自校に設置されず、他校通級となった場合は保護者による送迎を希望

3 その他		
	併せ有する他の障がいの有無と障がい種	特記事項なし

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会担当部課長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長
植 本 寛
(公印省略)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを
満たえた学びの充実に向けて～」について (通知)

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 (令和 3 年 1 月)
及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供た
ちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (令和 3 年 1 月)」
が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実によ
う、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
(平成 25 年 10 年)」の内容が充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを満た
えた教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害
のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害
のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを満たした学びの充
実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下
記のとおりです。十分に関知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教
育的ニーズを満たした学びの充実を図っていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会においては所管の学校及び域内の市区町村教育委員
会に対し、域内の各市区町村教育委員会においては所管の学校に対し、各指定都市教
育委員会においては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法
第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては所管の学校及び学校法
人等に対し、各国立大学法人学長におかれましては設置する附属学校に対し、本通知の趣
旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

第 1 改訂の基本方針

1. 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必
要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援
や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこ
れまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に
見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校
や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援
学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多
角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱
いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づき教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の
共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場
の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成す
るとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種別に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先とな
る学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資す
る記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が変わる際、個別の教育支援計画の作成・活用によ
り、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継
がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第 2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理 (第 1 編関係)

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①
障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、

の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成 (第2編関係)

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の(1)～(3)に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

(1) 就学に関する事前の相談支援 (第2章関係)

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

(2) 就学先の具体的な検討と決定プロセス (第3章関係)

法令に具体的に定められている学齢層作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重徳障害のある子供について
- ・特別支援学校と通常の学級との関係について
- ・特別支援学校と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について
- ② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取
小中学校に就学する場合において、どの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学校)がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。
- 更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小中学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

(3) 就学後の学びの場の柔軟な見直し (第4章関係)

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直し、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たったもののプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例(6事例)を新たに示したこと。

(4) 情報の引継ぎ (第3章の11 関係)

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別的教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から提出した「個別的教育支援計画の参考様式について(事務連絡)」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に関するような解説の充実 (第3編関係)

教育的ニーズを整理する際に、障害種(※)毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実を図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

(※) I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 自閉症、VIII. 情緒障害、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小中学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小中学校等に在籍する障がい児や軽度障害等の医療的ケアが日常的に必要な子供(以下「医療的ケア児」という。)が増加傾向にあることを踏まえ、小中学校や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、平引の「別冊」として「小中学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

- 1 医療的ケアの概要等と小中学校等における受け入れ体制の構築(第1編及び第2編関係)

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総合的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応 (第3編関係)

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

本手引や関係資料については、以下のURLに掲載されております。

https://www.next.go.jp/a_monu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育局 企画課査係
TEL:03-5263-4111(内線3195)・E-mail: tokubetu@ext.go.jp

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

報告

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方	1.
II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化	4
1. 就学前における早期からの相談・支援の充実	4
2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実	6
3. 特別支援学校における教育環境の整備	8
4. 高等学校における学びの場の充実	11
III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上	14
1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性	14
2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性	16
3. 特別支援学校の教師に求められる専門性	17
IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上	21
1. 特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方	21
2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力	22
3. ICT環境の整備と校務のICT化	24
4. 関係機関の連携と情報の共有	25
V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	26
1. 就学前からの連携	26
2. 在学中の連携	26
3. 卒業後の連携	27
4. 医療的ケアが必要な子供への対応	28
5. 障害のある外国人児童生徒への対応	28

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

(我が国の特別支援教育に関する考え方)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。
- インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を支援し、一人一人の教育的ニーズに最も適切な指導を提供できるよう、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- このため、障害の状態等に応じ、十分な教育を受けられるよう、小中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や技能のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 我が国では障害者の権利に関する条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立等の関連法整備を進め、平成25年に学校教育法施行令を改正し、障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。また、この場合において、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することとされている。
- また、同条約批准後は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるとともに、特別支援学校や小中学校等の学習指導要領等を改訂し、障害のある子供たちの学びの場の選択や柔軟な見直しを踏まえ、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程との連続性が重視された。さらに、高等学校における通級による指導の制度化や教育課程における特別支援教育に関する内容の充実など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組が進められている。

(特別支援教育を巡る状況の变化)

- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在

續しながら通塾による指導を受ける児童生徒が大きく増加している。また、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。

また、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別な支援を必要とする子供の学びの場が充実するとともに、通塾による指導や交流及び共同学習の充実等により、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつある。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休業が行われるに至り、子供たちの学びの保障が大きな課題となった。小中学校の特別支援学級や特別支援学校等では、保護者が仕事を休むことが困難な場合や放課後等デイサービスで受入が困難な場合等に、感染防止に留意して子供たちに居場所を提供した学校もあった。

- このように学校が障害のある子供にとつてのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機軸や役割、保護者等の特別支援教育に対する期待が再認識されるとともに、特別支援学校だけでなくその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。特に、教育におけるICT環境の整備・充実が進められることは当然であるが、WITHコロナ・AFTERコロナの時代において、特別支援教育において求められているものや留意すべき事項は何か、今後、更なる検討・整理が必要である。

(二) 今後の特別支援教育の方向性

- 特別支援教育を進める状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、
 - ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく。

- これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進めるとともに、
 - ・ 障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・ 障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を拡えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。

- また、これらの方向性を実現するため、
 - ・ 就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障害のある子供の学びの場の整備
 - ・ 特別支援教育に関わる教師の専門性の向上
 - ・ GIGAスクール構想による1人1台端末等の最新のICT技術の活用
 - ・ 関係機関の連携強化による切れ目のない支援体制の整備を進める。

- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に

認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

Ⅱ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(制度、現状)

○ 障害のある子供の就学前の学びや支援は、特別支援学校幼稚園、幼稚園・保育園・認定こども園のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の保育センターなど多様な場で行われている。

○ 幼稚園において、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、障害の早期発見・早期支援のニーズが指摘されている。

○ 平成25年の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供の就学前の決定に当たっては、市区町村教育委員会が保護者の意向や専門家の意見を踏まえて総合的に判断することとなつている。その結果、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会等で調査・審議対象となった障害のある子供の数は増加しているが、進学先の内訳は大きく変わっていない。

(幼稚園等の支援体制の整備)

○ 幼稚園等に適切な特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でないため、幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるように特別支援教育コーディネーターの指名等の園内体制の整備や関係機関との連携、外部専門家等との連携による人的体制の充実とともに、特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別支援教育コーディネーター一、特別支援教育支援員の資質の向上に向けた研修機会の充実が期待される。

(早期からの相談・支援)

○ 早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、健康・福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある子供の状況を把握することが重要であり、そのために、例えば、法定健診である乳幼児健診や就学時健診に加えて、5歳児健診等の機会の活用も考えられる。

(きめ細かい就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援)

○ 一人一人の教育的ニーズに最も的確に伝える指導を提供する観点から、市区町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かい就学相談を実施することが重要であり、その際、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明できるよう、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要である。また、就学相談を行う中で、障害当事者の意見を参考とすることも考えられる。

さらに、教育支援委員会等による就学決定の方法や、就学後も必要に応じて転学や通級指導教室等の多様な学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明から合意形成までの手続きについても情報提供を行うことが重要である。さらに、小中高等学校や特別支援学校における教育による成長事例が、卒業後を含むライフステージに応じて保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要である。

○ 特に発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、不適切な対応をとってしまうケースもあるため、乳幼児健診や就学時健診等における気付きを保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な就学相談につなぐことが、不適切な対応による二次的な問題を防ぐことにもつながる。このため、早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実が求められる。また、小規模の自治体が連携して広域で相談体制を整備したりすることも考えられる。

○ 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市区町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。その際、例えば、

- ・特別支援学校や通級による指導、通常の学級等の学びの場の判断について、教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討すること。その際、引き継ぎ、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
- ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うこと
- ・特別支援学校及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の状態等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の状態等を参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること
- ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の方針について検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家の参加も考えられること
- ・特別支援学校において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうること
- ・指導の対象とすることを検討すること

○ これらに加え、今後更に継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や機関と連携しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度等、関連する幅広い内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。

○ また、障害のある子供の学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある子供が通級性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画に基づき柔軟に見直されるべきものである。このため、あらかじめ教育支援委員会も必要に応じて柔軟に開催できるようにしておくことが重要である。

さらに、市区町村教育委員会の総合的判断で特別支援学校に就学することになった場合であっても、居住する市区町村教育委員会が引き継ぎ、その子供の教育に深く関わり、居住地の小学校に副次的な働きを担うなど、障害のある子供が居住地域とのつながりを維持できるような取組が期待される。

加えて、医療的ケアが必要な子供について、入学当初に学校側の受入体制が整備されるま

での間、医療的ケアの実施や通学に際して保護者の付き添いを求めることがあるため、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護者・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりが必要である。

また、障害のある子供について、医療的ケアが必要ではない場合にも、学校側から付き添いが求められることがあるため、引き続き、学校側の受入体制の整備等に取り組むことが重要である。

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

(制度、現状)

○ 通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しており、平成29年度の通級による指導の担当教師の基礎定数化や平成30年度の高等学校における通級による指導の制度化など、小中学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は段階的に充実してきている。また、通常の学級においても、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や特別支援教育支援員による支援など、個々の子供の教育的ニーズに応じた必要な支援が行われている状況にある。

こうした状況の中で、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置は、年々拡充され、令和2年には、65,800人となっている。

(管理職のリーダーシップ等)

○ 特別支援教育に関する多様な学びの場の連続性の観点から、例えば、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を充実するため、学級や学年等の間で年間指導計画等の在り方を研究したり、特別支援学級における各教科等の学習を充実するため、学級担任や教科担任等との連携による指導の体制を整えたりすることが必要となる。また、市区町村教育委員会における人的環境整備として、適切に特別支援教育支援員を確保・配置していくことも求められる。その際、特別支援教育支援員が障害のある児童生徒等の支援において重要な役割を担っていることに鑑み、専門性の向上に取り組むことも重要である。このような取組を進めるため、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメントを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障害のある児童生徒への指導・支援の質の向上を図っていく必要がある。

(特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実)

○ 教師の専門性の向上等による特別支援学級の充実とともに、特別支援学級の児童生徒が、特別支援学級に加え、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動するような取組が重要である。こうした観点から、子供の障害の特性や個々の学習の状況等を踏まえつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要である。また、教科学習についても、児童生徒の学習の状況等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際、可能な限り、両学級の教育内容の関連の確保を図るとともに、通常の学級においては、引き続き、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりに進めていく必要がある。なお、特別支援学級の教師は当該学級の児童生徒の教育的ニーズに対応するために配置されていることに留意する必要がある。

(児童生徒の特性に応じた支援)

○ 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍すること等を踏まえ、各学級では、担任が特別支援教育コーディネーターや専門家と連携しつつ、例えば、チェックリスト等を活用するなど、在籍している児童生徒の読み書きの特性をはじめとする多様な子供一人一人の特性について把握し、通常の学級での指導方法等を含め、必要な支援を行うことが重要である。

(自校における通級による指導を充実するための環境整備)

○ 小中学校等に在籍する障害のある児童生徒は、通級指導教室が設置されている他の小中学校等に通学する例もある。そうした児童生徒が在籍する小中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小中学校等を通じて行う指導や、児童生徒が在籍する小中学校等で他の小中学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導をICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組を進めることが重要である。

(通級による指導等の在り方の検討)

○ これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や指導内容、担当する教師の専門性の向上等について、引き続き検討が必要である。例えば、知的障害のある児童生徒は特別支援学級の対象ではあるものの通級による指導の対象となっていない。知的障害があつたとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあつた。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。

○ 小中学校等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組を更に進めるため、全ての児童生徒が通常の学級に在籍し、教師が一人一人の障害の状況等に応じた合理的配慮の提供やティームティーミング等による多様な学習形態での指導を行ったり、必要に応じて特別の場で障害に応じた指導を行ったりする特別支援教室等型については、その対象となる児童生徒の指導の形態の決定方法や教育課程編成上の考え方、教員配置を含む指導体制等の検討が必要である。

近年においては、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加する中、これまでに以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められている。障害の有無に関わらず全ての児童生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間・特別な指導を受ける取組を行う自治体や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習が活発に行われている自治体など、多様な取組について、適切に情報を収集し、発信するとともに、その効果、課題を踏まえ、特別支援教室等型の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。

(学校施設のバリアフリー化等)

○ 今般のバリアフリー法の改正等により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校等が追加されたことを踏まえて、国は、公立小中学校等を中心に、バリアフリー化の実態を調査し、それを踏まえた目標設定について検討するとともに、学校設置者の取組が進むよう支援していくことが必要である。

さらに、学校が広く地域住民にとっての心のバリアフリーを発信する機軸を有していくこ

とが期待される。

3. 特別支援学校における教育環境の整備

(制度、現状)

○ 特別支援学校では障害の重軽の有無により学習課程がなされており、小学校等と比較すると手厚い教師の配置となっているが、学校教育法第 74 条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するためには、教職員の数が不十分な場合もある。また、特別支援学校の在籍者の増加により、慢性的な教室不足が続いており、その解消が急務である。

○ 特別支援学校には、学校教育法第 74 条に基づき小学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされている。小学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加等を踏まえ、こうしたセンター的機能の役割を更に強化するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域の学校や地域とのつながりを深めるための取組を充実させることが必要である。

○ また、特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義も踏まえ、引き続き、その機能の維持に努めるべきである。

(学習指導要領の増進な実施)

○ 先般の特別支援学校学習指導要領の改訂においては、初等中等教育全体の改善・充実の方向性や障害のある児童生徒の学びの連続性を重視し、知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の 3 つの柱に基づき整理されたところである。

○ この改訂の趣旨を踏まえ、各特別支援学校においては、各教科等の目標・内容の理解を深め、単元設定や教材の選定を行い、指導を行う必要がある。また、指導の充実のために研究に取り組むことも期待される。他方、国においては、知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、国語・算数・数学・音楽以外の教科についても、各学校における指導の状況や学習者用デジタル教科書の在り方に係る検閲の方向性に留意しつつ、著作教科書（知的障害者用）を作成することが必要である。

○ また、次期学習指導要領の改訂に向け、国は、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育課程の編成・実施状況について把握し、指導の在り方について更に検討する必要がある。その際、中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月）の指摘事項も踏まえ、児童生徒一人一人の学びの連続性の実現のため各教科の目標・内容を一本化する可能性についても留意する必要がある。

(指導体制の整備)

○ 障害の種類や障害の状態等によっては、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家の知見を活用して指導に当たる必要がある。引き続き、学校の内外の専門家と連携した教育体制整備の推進が必要である。

特に発達障害については、それだけでは特別支援学校の対応が管理ではないものの、特別

支援学校で学習する者もいるため、専門家の知見を活用しながら発達障害の特性を踏まえた指導の充実を図る必要がある。その際、ICT等を積極的に活用した指導体制の整備を進めていく必要がある。

○ 特別支援学校には重複障害のある子供が相当数在籍しており、そうした子供の教育的ニーズに的確に対応するとともに、重複障害に対応できる教師を育成するため、教職の研修に対応した特別支援学校の設置が可能となっている。

こうした特別支援学校の総数化においては、それぞれの障害の特性や、同じ障害の特性のある子供が共に学ぶ集団性の確保等に配慮しつつ、視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校が都道府県内に 1 校しかない場合の通学距離の短縮や地域の小学校等との連携強化等も期待されることや、盲ろうの障害などの独自性についての対応が容易になることから、更なる設置の促進が期待される。

また、特別支援学校の重複障害の学級では、自宅や病院で訪問による教育を受けている子供と学校に通学して教育を受けている子供とが存在するが、その実施を把握し、学びの場に応じた教員配置についても検討が必要である。

さらに、学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する重複障害に限定されことなく、強度行動障害のある子供や依存性の高い医療的ケアが必要な子供など、手厚い指導や支援を必要とする者に対する障害の状態等を踏まえた指導体制の在り方について、検討を進める必要がある。その際、教職員が必要な指導を行えるよう、研修の機会の充実などに努めることも重要である。

(新たな職域に係る人材育成の強化)

○ ICTを活用した在宅勤務など特別支援学校卒業者の就業先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。また、各特別支援学校においても、企業を巻き込んだ新たな職域に対応した専門教育や職業教育の充実、通級による職場実習の実施が期待される。

さらに、個々の児童生徒の持つ適性や才能に気づき、それを伸ばさせるような指導をもつて指導や支援を充実させていくことが重要である。

(副次的な箱の展開)

○ 特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。一部の地域で取り組んでいる特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な箱を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を積極的に推進したりするうえでも有意義であり、一層その普及を図っていくことが重要である。

○ 副次的な箱を活用した居住する地域の学校との交流及び共同学習が継続的に行われるためには、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校間や家庭等との連携強化や特別支援教育支援員の活用が求められる。また、居住する地域の学校までの距離がある場合などは、各学校に整備された ICT 機器を活用した交流及び共同学習の取組を実施するなど、各学校や児童生徒の状況に応じて段階的、継続的に取組を進めていくことが期待される。なお、特

別支援教育コーディネーターや学級担任による連絡・調整等の負担を軽減したり、社会教育関係者や地域の民生委員・児童委員など学校外の人材と連携・協働したりするためにＩＣＴの積極的な活用が期待される。

(病児等の子供の入塾の短期化への対応)

- 医療の発達に伴い、子供の入院期間が短期化するとともに短い入院を頻回に行うことが生じている。慢性疾患、障害等を有する子供が入院前に在籍していた小学校等と入塾時に在籍する特別支援学校等の間で切れ目のない学びとなるよう、前述の副次的な職の活用や、教育課程の連続性、産科かつ多様な学習形態や指導方法の在り方について工夫改善し、そのための施設や学校間の連携が従来以上に重要となっている。

(特別支援学校の教室不足)

- 特別支援学校の在籍者数の増加により機器的な教室不足が続いており、令和元年５月１日現在、全国の特別支援学校で3,162教室が不足している。特別支援学校の教室不足を解消するため、国においては、令和２年度から６年度までを「集中取組期間」として取組するとともに、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合の引き上げを行っている。各学校設置者には、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を進めることが求められる。

(特別支援学校設置基準の策定)

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた、設置基準を策定することが求められる。設置基準を策定する際には、特別支援学校の設置の態様が様々なことも踏まえ、全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別に応じて配慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置するうえで必要な最低基準とすることが重要である。また、既存する特別支援学校のうち基準を満たさない施設等が直ちに使用できなくなるようなことがないよう、国は必要な手当てを講じつつ、設置者は可能な限り基準に適合させるための措置を講じるよう努める必要がある。

(新しい時代の特別支援学校施設の役割)

- 特別支援学校は、障害のある子供やその家族が活躍するための福祉避難所となることも想定されるが、その際には、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、地方公共団体が、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うことを検討する必要がある。こうした避難所としての観点からも、学校施設のバリアフリー化は重要である。

- さらに、特別支援学校には地域の災害時の避難所としての役割が求められる場合のほか、地域の障害者の文化・スポーツ活動の拠点としての役割が求められる場合もあり、こうした役割を果たすための施設等の在り方についても特別支援学校施設整備指針等を通して示していくことが重要である。

(専攻科の活性化)

- 特別支援学校においては、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として専攻科が置かれている学校があり、成人期にわたる学びを保障する役割

も果たしているほか、資格の取得などに向けた様々な取組が行われている。高等普通科の在学期間では限られぬ専門教育の内容について、更に専攻科における学びを通して、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習を深めることが期待されており、その活性化が重要である。

(特別支援学校のセンター的機能の強化)

- 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的機能を強化していく必要がある。学校間や教育委員会等との連携調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割を明確にしていく必要がある。また、幼児教育段階、高等学校教育段階における特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実に関するような教員配置や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討していく必要がある。

- 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校が専攻科領域内に１校しかない場合があり、専門性の高い教師も限られている。視覚や聴覚をはじめ障害のある児童生徒は小学校等にも在籍しており、こうした児童生徒が専門性の高い指導を受けられるよう、小学校等に在籍する児童生徒が、在籍する小学校等の教師が同席する中で、特別支援学校の教師のＩＣＴを活用した通関からの専門的指導を受けたり、小学校等の教師が特別支援学校の教師の助言を受けた指導を充実させることが必要である。このため、小学校等に対する特別支援学校の支援体制を充実させることが必要である。

こうした機会を充実させるためには、小中学校に在籍する障害のある児童生徒が特別支援学校に副次的な職を置く取組も有意義である。

4. 高等学校における学びの場の充実

(制度、現状)

- 高等学校では平成30年度から選抜による指導が行われており、令和元年度からは全道県県で実施されている。また、高等学校入学者選抜において、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が進んできており、実際に配慮を行った学校数は増え続けてきている。

- 高等学校は単位制を前提としており、学校設定科目などにより生徒や学校、地域の実態及び学科の特性に応じた教育課程の編成が可能となっていることなどから、小中学校のように特別の教育課程を定めることができる対象校種にされておらず、特別支援学級は設置されていない。

(高等学校における特別支援教育の充実)

- 障害のある生徒が高校に進学するに当たっては、職業教育段階から引き継ぎ切れ目なく個々に必要な支援が行われるよう、入学前、入学者選抜、入学後のいずれの場面においても、適切な教育相談や合理的配慮がなされることが重要である。

- 特別支援教育に係る研究が免許状更新講習で必修化されたり、現職研修等が充実したりすることで、高等学校の教員にも特別支援教育についての基礎的な理解は進みつつあるが、引き続き、制度化されたい通関による指導の指導体制や指導方法の確立など、通常の学級における支援の充実を含め、特別支援教育コーディネーターや通関による指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で高等学校における特別支援教育の充実

に取り組むことが重要である。その際、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師をはじめとする教師の資質向上のための研修や、全校の教職員及び生徒の特別支援教育に関する理解を促す取組も重要である。

このため、国においても、高等学校における通級による指導の効果的な指導方法や研修体制について、取組事例を収集し広く周知するなど、教師の専門性の向上を図る取組が引き継ぎ求められている。

- 高等学校において発達障害等のある生徒への支援や指導を充実させるため、特別支援学校との更なる連携強化が必要である。このため、高等学校に対する特別支援学校のセンタ一的機能の充実が必要である。

(発達障害等のある生徒への支援)

- 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状況や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われる必要がある。

また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、生徒自身の進路に対するニーズや学習の状況に応じて、より多様なコース制を導入して選択できるようにしたり、教科・科目を固定して選択できるようにしたりするなどの取組が期待される。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎや連携がなされることが重要である。

なお、言うまでもなく、こうした引継ぎを円滑に行うためには、職務教育段階から学校と保護者が情報共有を行い、学校教育を超えた切れ目ない引継ぎの重要性に関する理解を深めることが重要である。

- 高等学校は、通級による指導を開始されて間もないため、教師が発達障害等のある生徒の指導について十分な知識や経験がない場合もある。また、発達障害等のある生徒については、一般枠での就労のほか、障害者手帳の取得によるいわゆる障害者雇用枠を利用した就労も考えられるため、こうした制度面の対応についての理解や、それぞれに応じた適切な指導や支援を行うことが必要である。こうした場合、特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウや、障害のある生徒の就労等に関する知見が活用され、それぞれの生徒に応じた適切な指導及び必要な支援が充実して行われるよう、高等学校が特別支援学校との連携を強化することが重要である。

- 発達障害等のある生徒の中には、大学進学や企業に就職するものの、環境に馴染むことが難しくったり、周りとの関係構築がうまくいかなかったりして、中途退学や退職し、そのまま社会から孤立してしまう場合もある。高等学校段階で、通級による指導などを通し、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。通級による指導などの実施においては、本人や保護者も含めた関係者に対して、こうした卒業後を見据えた視点も大切にすることを指導の意義について共通理解を図ることも重要である。

このような観点からも、卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、関係機関との連携促進も必要である。

さらに、本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合もあることから、気になる生徒の実態把握を行い、本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための支援体制の構築も重要である。

Ⅱ. 特別支援教育を担う教員の専門性の向上

1. 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性

(制度、現状)

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提に、小学校教員等の養成を目的とする教職課程においては、令和元年度入学生からは、全ての学生が発達障害や軽度の知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」）を1単位以上修得することが義務付けられた。また、小学校・中学校教員の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設で介護等体験を行うことが義務付けられている。

(求められる資質・専門性)

- 全ての教員には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できることや、個別的教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。

加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけでなく、社会における様々な段差と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立ち立て援え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、本人自ら合理的配慮を意思表明できるように促していくような経験や態度の育成が求められる。

また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学習経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

- 日々の教育実践において、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分りやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組みできるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合は、校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教員、スクールカウンセラー等の心理的専門家に相談したり、必要に応じて特別支援学校や関係機関等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

(養成・採用)

- 教職課程では、特別支援教育に関する基礎的な知識を習得するとともに、介護等体験等により障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害による暮らしや学びの困難さを自分のこととして捉え、当事者と一輪に合理的配慮等を考えるような経験や態度を身に付けられるようにすることが重要である。

- このような態度等を身に付けられるよう、国は、小学校等の教職課程における特別支援教育の基礎的内容についての載れた指導事例に関する情報を発信するなどし、各大学における学習の成果を高める工夫を支援することが必要である。

- また、障害のある教職員の雇用は、共生社会の形成に向けた重要な取組であることはもと

より、児童生徒等にとって、障害のある人に対する理解が深まることや、障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなること、共生社会に対する自己の考えを広げ深める経験となること等を踏まえ、各教育委員会において積極的に活用を進めるとともに、雇用された障害のある教職員が互に働き掛けられるよう、引き続き必要な環境整備を行うことが重要である。

加えて、各大学においては、教職課程を履修する障害のある学生がより学びやすく、教員免許状をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組むことが重要である。

(研修・人事交流)

- 各都道府県においては、初任から、管理職まで、教員育成指導全般に発達障害を含む特別支援教育に係る資質を明確に位置付けるとともに、その資質を育成するため、特別支援教育総合研究所等の研究動向も踏まえたより体系的な研修を計画的に実施することが求められる。その際、関連する法制度等や、それらに基づくインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮に関する基礎的な内容についても理解を深めることが重要である。

なお、研修の方法については、特別支援教育に関する知識習得型の研修だけではなく、事例検討や関係機関との連携など、実際の勤務校における場面で想定した課題解決型の実践的な研修の充実が求められる。この点、通常の学級の担任や特別支援学級の担任が研修を受ける機会が十分にあるとは言い難い現状への配慮や、管理職の資質向上のための研修の機会や内容の充実に向けた積極的な対応も重要である。

- また、学校全体の特別支援教育に関する専門性を高め、学校が組織として特別の支援が必要な子供の指導に当たるためには、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級や通級による指導の担当教員等が中心となり、全ての教員が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。

あわせて、前段にある通り、管理職が、学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、特別支援学級や通級による指導、特別の教育課程、校内支援体制の構築など特別支援教育に関する理解を十分深めて学校経営の改善・充実につながるよう、指導府県と関係機関が連携して研修機会や内容を充実することが重要である。

- 小・中・高等学校における特別支援教育の推進においては、特別支援学級や通級による指導を担当する教員以外においても、特別支援教育に係る経験を有する教員を増やしていくなど、関係する教員の層を着実に厚くしていくことが重要であり、各都道府県において、小・中・高等学校から特別支援学校への人事交流を積極的に進めていくことなどが期待される。特に通級による指導が平成30年度から開始された高等学校と特別支援学校的人事交流をより積極的に進め、高等学校教員の特別支援教育に係る資質の向上に努めることが期待される。

(インセンティブ)

- 教員が特別支援教育の能力ややりがいを感じていくための工夫や、特別支援教育に関する知識や技能、経験、国家資格の保有が採用時に評価されたり、専修免許の保持、学協会等での教育研究業績などが人事異動や管理職登用に考慮されたりする等のインセンティブの拡大が期待される。

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

(求められる専門性)

○ 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たると必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実施する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

(人事配置・採用)

○ 特別支援学級や通級による指導を担当する教師には、通常の学級の担任に比べ特別支援教育に関する専門性が求められるため、特別支援学校での勤務経験など教師として一定の経験や知識を有する者が担当することが望ましい。

また、教師の採用に当たって、特別支援学校と特別支援学級等を一括して選考する自治体もあり、このよりよい取組も有効であると考えられる。

(研修)

○ 各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にある。このため、OJT (On the Job Training: 仕事の遂行を通して訓練すること) による研修体制の構築やオンライン等による多様な研修方法の工夫とともに、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」等の参考資料の普及を図る必要がある。

また、高等学校における特別支援教育についても、平成30年度に通級による指導が制度化され、今後より一層教師の専門性の向上が求められることから、こうした研修の充実・活用を積極的に行うことが重要である。

○ あわせて、前段にある通り、こうした研修に参加しにくい教師の状況に鑑み、長期休業期間等を活用し、他の学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師と、課題に応じた指導や支援の方法等を、情報共有する機会の充実も期待される。その際、発達障害のある児童生徒に携わる教師に求められる専門性や研修の在り方に関する具体的な検討が求められる。なお、こうした研修については、学校の働き方改革や業務改善の観点も踏まえながら、ICTの活用などにより、より効率的なものとなるよう努めることが望ましい。

(学校内の体制整備)

○ 校内における特別支援教育に関する対応を、全て担当教師だけに任せてしまうと、担当教師が孤立したり、負担が大きくなりすぎるだけでなく、担当教師の人事異動などで学校における特別支援教育の専門性が担保・維持できなくなる可能性もあるため、他の教師と協働して校内支援体制を整備することで専門性を蓄積していく仕組みづくりが必要である。

(専門性の向上策)

○ 特別支援学級や通級による指導を担当する教師の専門性の向上に当たっては、小学校等の教職課程における特別支援教育の基礎的内容に関する学修成果を高める工夫等について取組事例を共有するとともに、小学校等の教職課程において、特別支援学校の教職課程の一部の

単位の取得を推奨し、都道府県教育委員会等に対して、当該単位の取得を教員採用試験の加算要素として考慮することを促すことも考えられる。

○ 現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など、特別支援学級担当等の資力向上に資する知識技能等の修得を促すことが必要である。なお、都道府県教育委員会においては、研修の一環として通常の学級を担任する者に対し、免許法認定講習を活用した単位の取得を推奨することも考えられる。

○ なお、特別支援学級や通級による指導の担当教師の専門性や全ての教師の発達障害に係る専門性の向上のため、新たな免許状を創設するべきとの意見については、各自治体における免許保有者の人事配置上の課題や、通常の学級における発達障害のある子供の指導の充実の観点等から課題があることに鑑み、まずは、前段の免許法認定講習等の活用等に積極的に取り組む、その後、平成31年度入学生から適用された新しい小学校等の教職課程の成果等も踏まえて更なる検討を行うことが考えられる。

○ 以上のほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等が効果的な研修プログラムを開発し、都道府県教育委員会等において活用することも有効と考えられる。

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(制度、現状)

○ 特別支援学校の教師には、小学校等普通級の免許状に加えて特別支援学校教諭の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していなくても特別支援学校の教師になれることとされている。

(求められる専門性)

○ 特別支援学校では、幼稚園から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たることが必要である。

こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状況や特性及び心身の発達段階等を十分把握して、これら各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。

○ 障害のある子供の一定数が複数の障害を重複して有していることを踏まえた対応が必要である。特に、障害者権利条約第24条において示されている通り、盲ろうの障害に関し、最も適切な教育が行われるべきことが求められているが、実際に盲ろうの障害を有する子供は、情報入力や出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害があるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイントの整理等を進め、専門性の高い教師の育成を支えていく必要がある。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、こうした盲ろうの障害などの専門性の高い分野の研究と人材育成に関し、て知見を有しており、ナショナルセンターとして、多様な機関との連携を推進しながら、そ

の機能をより一層高めていく必要がある。

- 特別支援学校では、経験豊富な教員の人事異動や定年退職により、学校としての専門性が薄まられにくく、個々の教師の専門性の向上だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要である。また、一定の専門性を有した教員の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよう、学校が組織として専門性を担保・共有していく仕組みが必要である。

- 特別支援学校は、要綱に並びて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校が地域の特別支援教育の水準の向上に寄与するうえで、特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である。

なお、特別支援学校の教師が地域の小中学校における助言や援助を行うなどの特別支援学校における特別支援教育の現状を知り、小中学校への助言・援助を行うなどの特別支援学校のセンタ一的機能の充実に努めることも重要なものである。

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、これまで、国の施策の企画立案及び実施に寄与する研究の推進と実践的な研究の推進のほか、各自治体における特別支援教育に係る指導的な立場にある人材の育成を目的とした専門的な研修や、特別支援学校教員の免許状取得に係る認定通信教育、発達障害に係る人材の専門性の整理と研修のコアカリキュラムの作成など、特別支援教育を支える人材育成の重要な部分を担っている。こうした機能については、オンライン研修の積極的な活用などの新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた研修体制・研修手法に関する多様な選択肢を示し、引き続き充実に向けていく必要がある。

また、自閉症や知的障害により特別支援教育を受ける児童生徒数が増加していることから、これに係る教師の専門性の向上や人材育成は急務であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめ自閉症や知的障害を対象とする特別支援学校等と連携した取組等により、体制の充実や取組を加速する必要がある。

(抜粋)

- 特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き継ぎ、教師の養成等の充実を図ることが重要である。

- 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンタ一的機能を果たす上で最低限必要な質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。

- このため、教職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重症障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害者を位置付ける。その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。

加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小中学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき質・能力を示したコアカリキュラムを規定することが必要である。その際、特別支援学校教員免許状は現職教員が勤続年数等を加味し取得する単位取得を軽減し

て取得する場合も多いことから、新たに規定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。

- これらの方針性を踏まえつつ、具体的な内容については、別途検討することが必要である。その際、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過大な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現在の総単位数の中で校時を定めるものとする。

(研修・人事交流)

- 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校は都道府県内に1校しかない場合があり、専門的な研修実施体制を確保することが困難となっていたり、人事が停滞する懸念が生じていたりする。また、これらの特別支援学校においては、免許状保有率が低い状況にある。このため、特に視覚障害や聴覚障害については、教職課程を有する大学が、地域における教員養成の拠点としての役割を果たすことが期待されるとともに、都道府県域を超えた広域での研修の仕組みや人事交流を可視化する仕組みの構築などの工夫が必要である。その際、研修の内容については、例えば、点字や手話など、実際に学校現場で必要とされている内容も踏まえて、構成されることが必要である。

- 特別支援学校における助産だけでは、一定規模の集団に対する教師指導や生徒指導の能力が養われにくい。ため、小中学校等との人事交流を積極的に行うことが重要である。

(免許法附則第15項について)

- 特別支援学校における特別支援学校教員の免許状所持者を当面予する教育職員免許法附則第15項の規定については、現下の免許状の保有率や人事交流への影響等に鑑み、現状では直ちに廃止することは困難な状況であるが、引き継ぎ、同法附則第15項の廃止を更迭え、概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを旨として取り組むことが必要である。

- このため、国においては、特別支援学校教員免許状の取得に向けた個々の教員の単位修得状況を教育委員会において把握する優れた取組事例を収集し、各教育委員会へ情報提供するとともに、免許状保有率の低い自治体との意見交換により取得促進への取組を促すことが必要である。

- 加えて、国による免許状保有率の把握等が、人事交流等の教員の質向上に向けた取組を阻害しないよう、人事交流で特別支援学校に異動する教員については、異動に当たり、例えば、あらかじめ人事交流期間中の特別支援学校教員免許の取得や当該教員の専門性の活用に係る計画（人事交流人材活用計画（仮称））の作成を求め、計画作成対象教員については別途算定することが考えられる。

- さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育を継続的に実施することに加え、免許法認定通信教育の実施主体の拡大について検討する必要がある。

(障害の区分及び特別支援学校教員の免許状の在り方)

- 神経発達症に係る定義の変更を伴う国際疾病分類の改訂の動きを注視し、必要に応じて、改訂の内容を踏まえた特別支援教育の領域の在り方についても検討が必要である。

Ⅳ. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. 特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方

- ICTは、障害の有無を問わず、子供が主体的に学ぶために有用なものであるとともに、特別な支援を必要とする子供に対しては、その障害の状態や特性及び心身の発達段階等に依拠して活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができ重要なものである。また、合理的配慮を提供するに当たっても必要不可欠なものとなりつつある。

- 実際、これまで特別支援教育においては、ICTの活用が積極的に行われてきた。例えば、障害のある子供に対するICTを活用した学習指導において、テレビ会議システムを用いた遠隔教育は、病気療養期にとつて、学校の友人関係や学習を適切にさせることなく続けることを可能にする方法であり、病気に立ち向かうモチベーションになるなど、大きな成果を上げてきた。各教科等の指導においては、単にICTを使用することを目的とした授業作りではなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにICTを関連付けて活用すればよいか分析する力を培っていくことが重要である。

- 加えて、情報化の推進は、障害のある子供が、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など子供のあらゆる活動にアクセスすることを容易にし、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用することで社会生活を可能とするという、大きな社会的意義をもっている。

こうしたICTを職業教育などに活用することは、遠隔で行う仕事のみならず、ICTを媒介にして、実社会での社会活動にもつながる点でも意義深い。

- このように、ICTが、学習指導という側面にとどまらず、障害者が情報をやり取りし、社会によりよくアクセスしていくために必要不可欠な存在となっていることからいえば、早い段階から学校において、ICTに必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。そうすることで、生活全般に向けた有力なツールともなり、障害者のQOL (Quality of life: 生活の質) の向上にも寄与することが可能である。

- また、ICTの活用は指導面の充実や、障害者個人にとつてのメリットのみならず、教師の業務負担軽減などの働き方改革にもつながるものである。特に、特別支援教育に関する特別支援にICTを活用することで、個別的教育支援計画や各種情報の円滑な作成や共有が容易になるなど、学校の業務改善や学校・関係機関間の連携等の充実に直結することに留意すべきである。

- なお、こうした技術は日々進化を続けており、近年では、VR (Virtual Reality: 仮想現実技術) やAI (Artificial Intelligence: 人工知能) などの最新技術も、応用の可能性が広がっており、利活用可能なものは積極的に取り入れていくことが重要である。

- 一方、ICTの活用に関しては、子供一人一人の障害の種類や状態、教育や生活等の環境が異なることを踏まえ、例えば、情報の入出力に係る障害を有する子供などをはじめとして、子供一人一人に想定される活用の困難さ、健康面への影響など、様々な課題を把握し、それ

に対するきめ細かな配慮を進め、誰一人取り残されることのないよう取り組んでいく必要がある。

- 今後、更なる教育の情報化や技術革新が進む中で、特別支援教育におけるICTの活用について、指導内容の充実、障害者の社会参画の促進、QOLの増進、教師の負担軽減・改善、改善等の幅広い観点を含め、バランスよく、施策に対応すべきである。

2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力

(ICT活用による指導の充実)

- ICTの活用は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のあらゆる場面で行われ、具体的には、デジタル教科書などを活用して授業内容の理解全般を助けるもののほか、例えば、視覚障害であれば、文字の拡大や音声読み上げ、聴覚障害では、音声文字化するソフトや筆談アプリ等のコミュニケーションツール、知的障害では、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報提示、身体不自由では、視覚入力装置による表現活動の広がりやコミュニケーションの代替、病弱では、教室と教室を結ぶ遠隔教育のシステム、発達障害では、書きや読みが難しい人にとってのコンピュータを用いた入力や音声読み上げなどで情報の理解が容易になるなど、多くの障害種別に対し、その指導の充実に大きく寄与している。

- 指導内容や指導方法の充実の観点からは、ICTは、例えば、タブレットを使った授業などで、自分の考えをタブレットに書いて自らの意見を視覚的に表現しやすくなるなど、集団学習における個に応じた支援に生かすことができる。将来的には、例えば、障害のある子供の型々の教育的ニーズに応じた適切な指導の観点から、教科等の使用状況を自動的に記録し、取組の過程や学習状態等をデータとして蓄積することにより、エビデンスに基づいた指導の向上を目指すことも期待される。

こうした活用の前提として、子供たち一人一人の障害の状態等や育成を目指す資質・能力、学習の習得状況等と照らし合わせながら、どのようにICTを活用した授業を実施していくことが適切なのか、ICTを活用した授業の在り方を引き続き検討していく必要がある。

- さらに、ICTは、仮想現実などの技術を通じて、実体験に近づけることを可能とするものである。一般的な「学校から社会へ」という出向く形での実体験の機会に加えて、「社会へ学校へ」という引き寄せる形での実体験の機会を可能にするものであり、この特性も指導面で活用していくことが可能である。

- 在宅や入院で病氣療養を続けるなど、障害のために通学して教育を受けることが困難な子供に対して、ICTの活用は指導の充実の観点から有効な場面も多い。また、同様に、意識障害があり、感染症防止対策から自宅などに待機する場合においても有効性が期待される。現在、障害のために、通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教師を派遣する形の訪問教育を実施しているが、一人の教師が複数の子供の指導に当たるため、訪問教育を受けている子供は学校に通学する子供と比べて過当たりの授業時数が少ない状況にある。今後、必要に応じて訪問教育とICTを活用した遠隔教育を組み合わせた指導により、訪問教育を受ける子供の学習機会が充実することが期待される。

- 各教科等の指導と同様、自立活動の指導においても、その指導が必要な子供に対し、学校の授業として、基本的には対面での直接的なやりとりを通して学習が展開されているため、オンラインでの指導の実践事例は十分蓄積されていない。このため、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業では、各教科等の家庭学習やオンラインでの授業は工夫されているが、自立活動の指導の多くは実施されていない状況であった。そこで、今後、オンラインを活用した自立活動の指導の可能性に鑑み、対面での指導や児童生徒同士の学び合いとのベストミックスに留意しながら、オンラインを活用した自立活動の指導の実施方法やその留意点について、実践的に研究を進めることが必要である。

(デジタル教科書・教材の活用)

- デジタル教科書やデジタル教材は、特別支援教育において、視覚情報や音声情報を複合的に分かりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることが可能であるなど、指導におけるツールとして非常に効果的である。さらに、これらのツールを積極的に活用することで、教材の作成に係る教師の負担軽減にも資するものである。今後、ICT環境の整備や教材の研究が進むことにより、更なる普及が期待される。特に、特別支援教育における文部科学省著作教科書のデジタル教科書化を進める必要がある。

(教師のICT活用スキルの向上等)

- ICTは、障害のある子供たちの学習ツールとして優れている一方、子供一人一人の障害の状態等に応じた効果的な活用方法等が異なり、また、子供によっては一人で機器を活用することが難しくなったり、家庭での支援も難しくなったりする場合があることも踏まえつつ、一人一人の障害の状態等に応じた支援機器の整備が行われる必要があるとともに、指導する教師のICT活用スキルはこれまでにない高いものが求められる。障害についての知識を高めることが指導を行うためには、目頃から教職員が様々なICT機器についての知識を高めることが重要である。そのためには、リハビリテーション分野や工学分野など関係する分野からも情報を集めることが必要であるが、専門的であるがゆえに教師一人で担うことが難しい場合も多い。そこで、知見を有するICT支援員の確保や外部人材によるOJT研修の実施など、組織的な支援体制を構築し、学校でICTを活用できる体制を整備することが望まれる。

- 一方で、大学等における養成段階でのICT活用スキルの育成も重要である。現在、教職課程の「教育の方法及び技術」及び「各教科の指導法」に関する科目の中で「情報機器の活用」が位置付けられているが、今後は、その中で、特別支援教育に着目したICT活用スキルも身に付けていくことが期待される。また、今後活用が進むと考えられる学習者用デジタル教科書を用いた指導法についても、子供の実態、活用事例、実践も交えて取り扱うことが期待される。

- 現職研修の観点から、各教育委員会は、国の「教育の情報化に関する手引」を参考に、教職員のICT活用指導力として求められる具体的な専門性を整理し、研修の体系化やリード一となる教職員の人材育成に計画的に取り組む必要がある。

- また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、引き続き、都道府県教育委員会等に対し、障害のある子供の学びをより充実させるためのICT活用に係る情報発信の充実を図ることが重要である。

○ 一方、ハード面が今後急速に整備されたとしても、支援技術を含めたICTの活用に関し、ソフト面の整備やそれを支援できる人材の確保が必要である。特別支援教育の状況を理解し、支援技術や障害に関する知識を有している支援員の確保・養成が課題である。

(校務のICT化)

○ 特別支援教育におけるICT利活用において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有することが困難な事例が少なくない。その背景としては、その内容について関係者間の連携が不十分な上に、これは、校務系の情報システムと並である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられ、こうしたシステムの未整備が、切れ目ない支援に向けた関係機関間の必要な情報の共有を難しくしている側面もあるとされる。今後、特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県やシステムの開発業者に対して、特別支援教育に配慮したシステム開発を促していく必要がある。個別の教育支援計画の項目の標準化が必要との指摘も踏まえ、今後、文部科学省において、速やかにその参考となる資料を示すなど、支援を進めていく必要がある。

○ また、従来では日報調整に時間がかかったり、簡素化が難しかったりする業務、例えば、教育委員会の指導主事や専門家などのスーパーバイザーによる通級指導教室担当へのリアルタイムのコンサルテーション、他校の通級指導教室と在籍校、教育センターとのケース会議、あるいは学校間の交流及び共同学習を行うにあたっての打ち合わせなど、遠隔のテレビ会議システム等のテクノロジを使って充実できる部分は大きいと考えられる。加えて、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、日々、保護者と学校とが共有すべき各種の連絡事項等についても、ICTを活用して迅速かつ簡便に共有できる体制を幅広く構築する必要がある。特に、医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS: Medical Emergency Information Share)は、保護者と学校の医療的ケア児に関する情報共有と連携を簡便にするものであることから、学校や保護者、関係機関での情報共有のツールとしての積極的な活用に向けた更なる検討が期待される。

(今後の機器開発等の在り方)

○ 今後は、技術革新のスピードが更に上がることが想定されることから、迅速な活用や開発に向け、技術革新に関する知見を有する者と障害当事者を積極的につなげていくことが重要である。特に、特別支援教育における障害当事者を含めた新たなICTの共同開発など、当事者のニーズに即した形で最新技術を開発していくことが求められる。

4. 関係機関の連携と情報の共有

○ 特別支援教育においては、特別支援学校のセンター的機能などによる特別支援学校と幼小・中・高等学校等の連携、学校と保健・医療・福祉・雇用との連携など、当該学校を超えた情報連携が求められる場合が数多くある。そのため、セキュリティなどに配慮しつつ、ICTを活用した情報連携が容易となるよう、関係機関とともに更なる関係の整理と検討を進める必要がある。

(技術の進展と合理的配慮の提供の変化)

○ ICT技術の進展は速く、障害のある子供へのアシスティブ・テクノロジについても、進展は急速である。よって、学校教育で提供が可能となる合理的配慮も、技術の進展とその整備とともに変化するものである。そこで、教育関係者は、定期試験や入試等における対応などの合理的配慮の提供に關して、時代や技術の進歩に伴った各課計画等における障害のある子供への対応の在り方を随時考えていく姿勢が必要である。

3 ICT環境の整備と校務のICT化

(ICT機器の整備とGIGAスクール構想)

○ 特別支援教育におけるICT環境については、小中学校の通常の学級などと比べ、比較的生徒一人あたりのPC台数の整備状況については、小中学校の通常の学級などと比べ、比較的整備がなされてきた(平成29年度:全学級5.6人/台、特別支援学級2.7人/台)が、あらゆる面でPCを活用するような整備状況には程遠かった。しかし、現在、GIGAスクール構想の全面展開が図られており、近いうちに児童生徒一人一台の端末整備が実現することになる。また、家庭での利活用も想定し、家庭へのモバイルターンの貸与も行われている。さらに、特別な配慮や支援を必要とする子供にとっては、端末を使用するための支援設備が必要な場合もあり、個々の障害の状態等に応じた支援機器の整備も行われている。なお、新型コロナウイルス感染症の流行が再び拡大した場合などを想定し、できる限り早急に学校に導入し、個々に応じたICT機器の利活用体制を整備するとともに、どのような学習において効果的に活用できるか、実施を積み重ねていくことが必要である。

○ そのほか、ICT機器の進歩が加速する中で、ICT機器本体はもちろん、特別支援教育において不可欠な支援機器の維持や更新を適切に図ることも重要である。また、小中学校の各学級において整備がなされても、特に、通級による指導において十分に活用できるものとなっていないほか、また、通級による指導での一人一人の教育的ニーズに合わせた活用が、通常の学級における実態に反映されているかなど、その活用状況にも十分に留意していく必要がある。

(学校のICT環境の整備)

○ このように、GIGAスクール構想で、子供側の端末整備やWiFi環境の整備が進む中、特別支援教育において、特に留意しなければならないのは、学校側のICT環境である。もともと、特別支援学校のICT環境は、特に、校務系のコンピュータ整備率が全校校平均を下回っているほか、統合型校務支援システム整備率も低く、学校経営上課題が大きい。また、拠点校方式や巡回による通級による指導など、学校を超えて情報の共有や連携を必要とする場合のICT環境の整備の必要性などの課題もある。このことは、新型コロナウイルス感染症に係る今般の状況下においても、学校からICTを活用した教育活動や保護者との連携が十分とは言えない状況も散見された。今後、子供側の端末整備とともに、学校や教師側のICT環境の基盤整備も着実に進めていく必要がある。

また、障害当事者の教師にとっても、ICT機器は指導に当たって大きなメリットがあり、障害者の活躍の観点から、学校における必要な環境整備が期待される。

(ソフト面の整備と支援人材の確保)

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- 特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要である。

- 乳幼児健診等で発達上の課題やその疑いが見られる場合、早期から医療や療育との連携が有効であり、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育機関と家庭との一層の連携が重要である。就学前の障害のある子供の字びや支援の場の状況を把握し、障害のある子供とその保護者を中心とした関係機関との連携を更に強化するとともに、特に巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援事業など、各事業情報の共有・共有方法の工夫と、幼児教育施設等の資質を積極的・効果的に活用することが求められる。

- 各地域において福祉課局や教育機関等との連携は進められているが、地域や学校によって差異があり、医療や労働など、今後更なる連携の強化が期待される分野も存在する。支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるようするため、文部科学省と厚生労働省の連携による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」等を踏まえ、教育委員会や福祉課局の主導のもと、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や国立障害者リハビリテーションセンター等が、現在共同で開発している研修プログラムを活用した教育と福祉が連携した研修や、個別の教育支援計画を活用したケース会議の充実などを推進するとともに、ICTの活用による保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要がある。また、連携にあたって、一つの学校が多くの関係機関と連携することも多いことから、自治体を中心となって、互いの窓口を明確にすることで連携を容易にしたり、関係機関が集う協議会を活用して意識的に情報共有を行ったりするなど、効率的な連携体制の構築が望まれる。

2. 在学中の連携

- 在学中における連携に当たっても、必要なリソースを適時的態に活用していく観点から、教育と福祉、医療、労働などが互いの各種制度等について、最新の状況を理解することが重要であり、自治体は、関係機関が連携して、関係者に対し積極的に情報提供を行うよう努める必要がある。

- 在学中の連携において、地域の「要保護児童対策地域協議会」や「障害者虐待防止ネットワーク会議」などに学校関係者が参加することにより、より配慮が必要な児童生徒の支援の充実につながるが期待できる。ただし、選挙区域のすべての市区町村の開催する会議に参加することは困難なこともあることから、教育委員会と学校が連携しながら、こうした協議会への参加・連携を進めていくことが期待される。

- 特別支援学校におけるキャリア教育では、学校で学ぶことと社会との接点を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を育み、キャリア形成を促すことが重要である。そのため、早期からのキャリア教育では、保護者や身近な関係以外の人とのコミュニケーションの機会や、自己肯定感を高める経験、産業構造や進路を巡る

環境の変化等の現代社会に即した情報等について理解を促すような活動が自己のキャリア発達を促すうえで重要であることから、その実施に当たっては、地域の就労関係機関との連携等による機会の確保や、特別支援学校を卒業した者が働く場子を見学したり実際に職業体験を行ったりする機会の充実が必要である。また、就労に際して、本人の自己選択・自己決定を尊重する等の機会を確保したり、学校卒業後の生活に向けて、福祉制度の理解を深める機会を確保したりすることが重要である。

- 特別支援学校高等部や高等学校に在籍する発達障害等のある生徒に、在学中から、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、その対称法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。また、卒業後の進路先に、必要な配慮の提供、環境整備についての情報が引き継がれるように、関係機関との連携促進も求められる。

- 特別支援学校だけではなく、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒も放課後等デイサービスを受けられることが多くなくなっていることから、小中学校においても関係機関との情報共有、相談支援ができるような横の連携促進が求められる。

- また、小中学校で特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるとにあたって、小中学校などでの指導や合理的配慮の状況などが引き継がれていないとの状況が散見されることから、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、高等学校での指導につなげていくことが重要である。

その際、国は、個別の教育支援計画と個別の指導計画との趣旨の通いに留意しながら、共通して引き継がれるべき事項をより明確にするとともに、地方公共団体との連携を図りつつ、統合型校務支援システムの活用を図るなど、教育のデジタル化の動向も踏まえた環境整備を行うことが必要である。

- さらに、切れ目ない支援の充実に向けて、教育と福祉などの関係機関の職員が、相互に研修を受講する機会を設けるなどの連携が考えられる。

例えば、強行行動障害と特定される児童生徒の支援については、障害の特性に応じた専門性や経験が必要であることも踏まえ、強行行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携して、各都道府県の障害福祉担当部署が開催する速度行動障害支援養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される。

3. 卒業後の連携

- 特別支援学校高等部卒業後に就労する者の割合や就労系障害福祉サービスへ進む者の割合は増加しており、就労系障害福祉サービスから企業への就職に移行する者の数も増加するなど、障害者雇用は着実に進展している。今後、就職後の定着を図るため、関係機関・関係者間で必要な配慮等の現実的な引継ぎがなされるよう、教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの実用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画とが一体的に情報提供や情報共有ができるような仕組みの検討が必要である。

- 現状、特別支援学校等の教師が、卒業後も一定期間支援を行っている場合があるが、キャリアマネジメントの観点から、卒業後の一定期間、支援として追いかけていくことの重

要性を考慮しつつも、学校や教師の過度な負担とならないよう、今後はより一層、特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実が必要であり、そのためには、卒業時の移行支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討が必要である。

○ 就職後の定着に向けて、在籍校と福祉機関、労働機関が連携した更なる取組のほか、高等学校教育段階で社会に出て学ぶ続ける意欲を高めるとともに、卒業後は、本人が就職後の生涯学習や余暇活動を充実させ、人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会を提供し、孤立しないようにする必要がある。

○ そのため、特別支援教育においては、障害のある児童生徒等が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、持てる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他の様々な学習機会に関する情報の提供に努めることが重要である。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮することが重要である。

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

○ 医療的ケアが必要な子供が安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。その際、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応についても留意するとともに、児童生徒時にも必要な医療的ケアを継続できるよう、平時から準備を整えることが重要である。また、そのためには、保健、医療、福祉部門とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。

○ 平成27年12月の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を踏まえ、特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う、学校に置かれる看護師を、法令上位置付けることを検討する必要がある。

○ 医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあること踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点を設けるなどして、地域の小中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要がある。

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

○ 障害のある外国人児童生徒への対応については、外国人児童生徒等の教育の充実に関する障害者白書報告（「外国人児童生徒等の教育の充実について」（令和2年3月））における指摘事項（幼児期から高等学校段階までの発達段階に応じた指導体制の構築に向けた取組、学校の在籍状況や相違状況の把握、障害の有無・状態等の評価手法に係る医療・福祉と連携した調査研究の検討）を踏まえ、これらについて関係機関が連携し、適切に取組を進めることが必要である。

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

Ⅰ. 特別支援教育を置く状況と基本的な考え方

・障害者権利条約批准に基づき障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備が進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進んでいる。

・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

②障害のある子供の自立と社会参加を支援し、一人一人の教育ニーズに最も適切な支援を提供できるように、通常の学級、通級による学級、特別支援学級、特別支援学校といった、

連続性のある多様な学びの場の一環の充実・整備

を確実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年齢を置いて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育ニーズの充実に応じ、学びの場を要えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

Ⅱ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援

・就学相談における保護者への情報提供の充実

・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

・学習指導要領の編纂の実施のための文部科学省管掌教科書（知的障害者用）の作成

・ICTを活用した在宅学習や新たな地域に係る人材育成の強化

・周知の障害やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進

・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定

・特別支援学校のセンター機能（他の学校への支援）の強化

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教員

・全ての教員が発達障害等の特性等を踏まえた学習経営・授業づくり

を研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実

・特別支援教育に係る質を教育員養成指標に位置付け

・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の充実

2. 特別支援学級の教員

・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実

・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一単位

の修得を推奨

・特別支援学校教諭免許取得に向けた免許認定講習等も活用

した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学級の教員

・発達障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の

見直し、コアプログラムの策定

・特別支援学校教諭免許取得に向けた優良事例の収集・周知、

免許法認定普通教育の実施主体の拡大の検討

Ⅳ. ICT活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT活用等の意義と基本的な考え方

・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの

増進、教師の負担軽減・業務改善等の幅広い観点

を踏まえて効果に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

・オンラインを活用した自立活動の実践的研究

・文部科学省管掌教科書のデジタル化等の推進

・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と教師のICT化

・学校におけるICTの活用体制の整備

・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向

けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

Ⅴ. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実

施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

・教育、福祉、労働等の関係支援計画を活用した一

体的な情報共有

4. 国際的ケアが必要とされる子供への対応

・国際的ケアを行う関係機関の配置拡充と法令上の位

置付けの検討

・中学校区に国際的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

・「外国人児童生徒等の教育の充実について（令和2

年3月）」を踏まえた取組の推進